

平成30年第3回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(4)
第1日（9月18日）	
開 会	6
開 議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
所管事務調査報告（環境経済建設常任委員長）	6
常任委員の選任	9
議会運営委員の選任	9
諸般の報告	10
一般質問	11
沖野一雄君	11
高田豊繁君	25
町 俊策君	38
林 敏治君	40
川村武俊君	47
林 隆壽君	54
議案第38号 与論町清掃センター解体撤去事業基金条例	62
議案第39号 与論町税条例の一部を改正する条例	64
議案第40号 与論町振興開発促進条例の一部を改正する条例	65
議案第41号 災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する 条例	66
議案第42号 平成30年度与論町一般会計補正予算（第6号）	69
議案第43号 平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	76
議案第44号 平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	77
議案第45号 平成30年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）	78
議案第46号 平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)	79
議案第47号 平成30年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）	80

議案第 48 号	平成 29 年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	82
議案第 49 号	与論町過疎地域自立促進計画の変更について	85
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	86
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	87
承認第 3 号	専決処分の承認を求めるについて (平成 30 年度与論町一般会計補正予算(第 5 号))	88
認定第 1 号	平成 29 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	91
認定第 2 号	平成 29 年度与論町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について	91
認定第 3 号	平成 29 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	91
認定第 4 号	平成 29 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	91
認定第 5 号	平成 29 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	91
認定第 6 号	平成 29 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	91
認定第 7 号	平成 29 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について 特別委員会設置及び委員の選任について	94
散会		95

第 2 日 (9月 27 日)

同意第 1 号	与論町教育委員会委員の任命について	101
認定第 1 号	平成 29 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	102
認定第 2 号	平成 29 年度与論町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について	102
認定第 3 号	平成 29 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	102
認定第 4 号	平成 29 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	102
認定第 5 号	平成 29 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	102
認定第 6 号	平成 29 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	102
認定第 7 号	平成 29 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	102

陳情第 5 号 内間ト地区農道の早期舗装整備について (環境経済建設常任委員長報告)	106
新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会報告の件 (新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員長)	108
議員派遣の件	111
閉会中の継続審査・調査について	111
閉 会	111

平成30年第3回(9月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
9月 18日	火	会議(開会、一般質問、議案審議) 平成29年度事業箇所調査
9月 19日	水	決算審査特別委員会
9月 20日	木	決算審査特別委員会 全員協議会 新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会 常任委員会
9月 21日	金	常任委員会
9月 22日	土	休日
9月 23日	日	祭日
9月 24日	月	振替休日
9月 25日	火	
9月 26日	水	予備日(議事整理日)
9月 27日	木	常任委員会 議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

平成30年第3回与論町議会定例会

第 1 日

平成30年9月18日

平成30年第3回与論町議会定例会会議録
平成30年9月18日（火曜日）午前9時01分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 所管事務調査報告（環境経済建設常任委員長）

第4 常任委員の選任

第5 議会運営委員の選任

第6 諸般の報告

第7 一般質問

第8 議案第38号 与論町清掃センター解体撤去事業基金条例

第9 議案第39号 与論町税条例の一部を改正する条例

第10 議案第40号 与論町振興開発促進条例の一部を改正する条例

第11 議案第41号 災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例

第12 議案第42号 平成30年度与論町一般会計補正予算（第6号）

第13 議案第43号 平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

第14 議案第44号 平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第15 議案第45号 平成30年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第16 議案第46号 平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

第17 議案第47号 平成30年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）

第18 議案第48号 平成29年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

第19 議案第49号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について

第20 質問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

第21 質問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

第22 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（平成30年度与論町一般会計補正予算（第5号））

第23 認定第1号 平成29年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

- 第24 認定第 2号 平成29年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第 3号 平成29年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26 認定第 4号 平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27 認定第 5号 平成29年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第28 認定第 6号 平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第29 認定第 7号 平成29年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について
- 第30 特別委員会設置及び委員の選任について

2 出席議員（10人）

1番 遠山勝也君	2番 沖野一雄君
3番 川村武俊君	4番 林敏治君
5番 高田豊繁君	6番 町俊策君
7番 大田英勝君	8番 野口靖夫君
9番 林隆壽君	10番 福地元一郎君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 山元宗君	副町長 久留満博君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長 沖島範幸君
会計管理者兼会計課長 大角周治君	税務課長 武東真奈美君
町民福祉課長 田畑文成君	環境課長 田畑博徳君
農業委員会事務局長 野口芳徳君	産業振興課長 町島実和君
商工観光課長 山下哲博君	建設課長 町本和義君
教育委員会事務局長 池田憲司君	教育委員会生涯学習課長 朝岡芳正君
水道課長 仁禮和男君	与論こども園長 富千加代君
茶花こども園長 阿多とみ子君	那間こども園長 田畑綾子君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川上嘉久君　書記 川田美知瑠君

開会 午前9時01分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） おはようございます。今日一日よろしくお願ひいたします。
ただいまから、平成30年第3回与論町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福地元一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、3番川村武俊君、8番野口靖夫君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（福地元一郎君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの10日間にしたい
と思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から9月27日までの10日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 所管事務調査報告

○議長（福地元一郎君） 日程第3、所管事務調査報告を行います。
環境経済建設常任委員長の報告を求めます。8番。

○環境経済建設常任委員長（野口靖夫君） 環境経済建設常任委員会の所管事務調査
について御報告申し上げます。

本委員会は、平成29年5月31日開催の委員会において、委員から農業用廃ビニールの適正処理に関して「農家から、廃ビニール処理業者と行政との間にそこ（食い違い）があり、生産農家としては安心して農業経営ができるないという声が上がっている。」との意見があつたことから、現状を把握して対策を講じる必要があると判断し、全会一致で調査・検討することにいたしました。

早速6月8日に委員会を開催し、与論町農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会の代表者及び環境課、産業振興課職員の参与を求め、現在の状況等について聞き取るとともに意見交換を行いました。現状としては、町内には、現在の処理施設以外に処理できるところはなく、処理業者の引き受けが不可能な状態になれば、農家は場周辺への野積みや野焼き、不法投棄等が予想され、農業振興はもとより、環

境の悪化により、町民の健康問題や町民生活そのものに大きく影響を与えることになりました。そのため、その解決策について協議したところ、①処理方法（島内外いずれを選択するか）、②処理に伴う財源、③処理施設の選択と島外自治体における処理の実情、④施設導入に国県補助金の対象となるかが主な論点となり、委員会としては島外の処理施設の実情を調査した上で議論を深め、早急に対処することが必要であるとの結論に至りました。

その後、8月1日に農業生産振興グループメンバーから正式に要望書を議会に提出し、生産農家の実情を理解していただきたいとのことから、実情把握のため委員会を開催し意見交換を行いました。その中で沖縄県うるま市のトマス技術研究所が開発した小型焼却炉チリメーサーについての新聞記事が資料として委員会に報告されました。主な掲載記事は、①平成29年3月27日琉球新報の「黒煙出さず苦情減、県産焼却炉バリで活躍」、②平成29年4月25日奄美新聞の「煙の出ない焼却炉開発」、③平成29年4月26日南海日日新聞の「沖縄産焼却炉バリで活躍」の記事でした。委員会で早速資料を取り寄せ調査したところ、処理可能物は一般ごみ、生ごみ、廃タイヤ、廃プラスチック、木材等であり、沖縄県内離島のほとんどの自治体において導入され、国からの経済危機対策臨時交付金や一括交付金を財源として活用していることが分かりました。

このようなことから、チリメーサーを導入している沖縄県の離島が調査に値すると判断し、本町と類似している沖縄県の多良間村を調査することに決定いたしました。

平成29年8月31日、全委員と執行部から環境課長が同行し、沖縄県多良間村の村営最終処分場敷地内に設置している農業用廃棄物（廃ビニール）処理施設チリメーサーを視察調査いたしました。

多良間村は、宮古島と石垣島のほぼ中間に位置し、面積は19.39平方キロメートルの楕円形をした多良間島と約8キロメートル離れた面積2.153平方キロメートルの水納島からなっており、村の人口は1,177人で、多良間島が1,172人、水納島には5人が暮らしています。多良間島は隆起サンゴ礁の平坦な島で、島全体によく整備されたほ場が広がり、主産業のさとうきびや葉たばこ栽培、肉用牛のどかな放牧風景が見られる農業と観光の島であります。

農業用廃棄物処理施設チリメーサーは、国の経済危機対策臨時交付金の財政支援を受けて、平成22年2月に設置され、平成29年8月31日現在、2基が村の住民福祉課の管理運営のもと稼働しておりました。メーカーの福富社長、住民福祉課の佐和田課長補佐、現場担当者からの説明では、①煙が出ない、②超低ダイオキシン、③公共機関への届出不要、④電源は単相（100ボルト）、⑤燃料に灯油を使

用、⑥燃焼炉内の燃焼制御に水道水を使用することでありましたが、現場においては、廃ビニール、牛飼料梱包用ビニール等が無料で搬入され、焼却処理が追いつかず敷地内に野積みされており、現場の担当者が四苦八苦している状況が見られました。委員からは、①処理能力に疑問を感じる。人手間がかかりすぎる。②処理施設（機材）の購入価格2435万円は処理能力を考えると高い。③タイヤ、廃木材処理には適さないとの意見があり、視察後の多良間村議会議員との意見交換においても、村として処理手数料や処理能力についても今後見直して検討していくとのことがありました。

多良間村の視察調査を終えて、新たな課題が浮き彫りになったことから、再度あらゆる対策を検討する必要があると痛感させられました。

本委員会は、このような調査結果を踏まえ、これまで委員会を6回開催し、執行部及び処理業者を交え、小型焼却炉の導入や島内処理完結型の是非、財源確保について検討を重ねてまいりました。

本委員会としては、現在のクリーンセンターの機能を維持し、魅力ある島の環境保全を図るためにも、廃ビニール等の処理施設は必要不可欠であり、財源の問題から一時的に島外の処理業者にお願いするとしても、受け入れ自治体や処理業者の受託契約等の変更などに翻弄される可能性もあることから、最終的には、島内処理完結方式が望まれるとの共通認識をいたしました。

また、本町には、廃プラ・廃ビニールだけでなく、廃建築資材、タイヤ、放置されているグラスファイバー製の船舶等があり、環境保全や観光振興、町民の健康維持のためにも早急な対策が必要であり、特に財政事情に厳しい本町においては、沖縄振興特別推進交付金を参考に奄美群島振興交付金が活用できるよう群島内への働きかけや奄美群島広域事務組合を通じて県や国へ財政支援の要請をすべきであるとの意見で一致いたしました。

最後に今回の多良間村訪問に際しては、伊良皆村長自ら人なつこい温厚な口調で村政について御説明をいただき、案内役として住民福祉課の佐和田課長補佐、森山議長をはじめ村議員、村議会事務局の皆様の手厚いおもてなしをいただき、名所旧跡めぐりや有意義な意見交換をすることができたことに対しまして、衷心より厚く御礼申し上げたいと思います。

以上で、環境経済建設常任委員会の所管事務調査について報告を終わりますが、このことは、今も当委員会においては継続調査中でありますので、ぜひこの環境問題、いわゆるごみ処理、廃ビニール処理に関しては、執行部にもう一度真剣に考えていただけるように議長から報告をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（福地元一郎君） これで所管事務調査報告を終わります。

-----○-----

日程第4 常任委員の選任

○議長（福地元一郎君） 日程第4、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によつて、沖野一雄君、川村武俊君、高田豊繁君、大田英勝君、福地元一郎君の5人を総務厚生文教常任委員に、遠山勝也君、林敏治君、町俊策君、野口靖夫君、林隆壽君の5人を環境経済建設常任委員に、遠山勝也君、川村武俊君、町俊策君、大田英勝君、林隆壽君の5人を広報常任委員に指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがつて、常任委員はただいま指名しましたとおり、選任することに決定しました。

これから、各常任委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前9時17分

再開 午前9時17分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせします。

総務厚生文教常任委員長に高田豊繁君、同副委員長に沖野一雄君、環境経済建設常任委員長に野口靖夫君、同副委員長に林敏治君、広報常任委員長に大田英勝君、同副委員長に川村武俊君、以上のとおりですので、報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議会運営委員の選任

○議長（福地元一郎君） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によつて、高田豊繁君、町俊策君、大田英勝君、野口靖夫君、林隆壽君の5人を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名しましたとおり、選任することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前9時19分

再開 午前9時19分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に大田英勝君、副委員長に高田豊繁君、以上のとおりですので、報告を終わりります。

-----○-----

日程第6 諸般の報告

○議長（福地元一郎君） 日程第6、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては配付しておりますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました、請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川上嘉久君） 諸般の報告をいたします。

町長から平成29年度与論町健全化判断比率の報告、平成29年度与論町公営企業資金不足比率の報告、与論辺地総合整備計画の変更に係る専決処分の報告、与論空港株式会社の事業計画及び決算に関する書類の提出があり、また、町監査委員から平成30年8月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付しておりますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。

また、議会だよりについては、6月の定例会の内容を特集した「よろんちゅう議会だより第128号」を全世帯及び関係機関等に配布しておりますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第7 一般質問

○議長（福地元一郎君） 日程第7、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、沖野一雄君。2番。

○2番（沖野一雄君） 皆様おはようございます。

早速ですが、先に通知申し上げました一般質問の通告に従いまして質問をさせていただきます。私は3つほど準備させていただきました。まず、1番目に町長の山町政の誕生から3年が経過したということで、私は山町政の頑張りに対しましてエールを送って抱いている者の1人ですが、そういう立場からも、あるいは是々非々で山町政をしっかりとただしていきたいという気持ちから質問させていただきます。

1 町長公約事項の進捗評価と今後の取り組みについて

(1) 山町政の誕生から3年が経過した現在、スローガンとして掲げている「産業振興と人づくりを柱に、豊で住みよいゆんぬ創生」の実現に向けて、その進捗状況をどのように認識し、どう評価しているか。

また、残された任期1年で公約された各事項の課題実現のために具体的な取り組みをどう進める方針であるか。

2 公文書の情報開示に即応するための改善策について

(1) 公文書の管理については、「町文書編さん保存規程」等に基づいて運用されているものと想料するが、特に過年度分の公文書等について、情報開示等に迅速に対応できるような適正な整理・保存方法が求められているところである。

この文書管理に係る現状と課題についてどのように認識し、今後の具体的改善策をどう講じていく考えであるか。

3 堆肥センターが提供する堆肥の質的改善について

(1) 堆肥センターが提供している中熟堆肥については、雑草種子混入をめぐる改善策を度々これまで求めてきたところである。同センターの健全運営を図るためにも、早急な対策・改善が必要であり、高圧空気の原料内送風による好気発酵を促進する高性能な「高圧通気エアレーションシステム」の導入を提案したいが、調査検討を加速する考えはないか。

この3点でございます。以上です。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 皆さん、おはようございます。

それでは、沖野議員の御質問に対し、お答えを申し上げます。

まず最初に、公約事項の進捗状況と今後の取り組みについてという御質問でございました。お答えを申し上げます。

はじめに、町民の皆様方から、多くの御支持を賜り町長に就任しまして、はや3年が過ぎようとしています。就任して最初に取り組んだ重要課題は、役場新庁舎の建設です。場所の問題、建設時期、規模・工法等に大きな問題を抱え込みましたが、議会の方々はじめ町民の皆様方の温かい御理解と御協力を賜り、建設場所や工法の選定を終え、着工に向け準備を進めさせていただいている。

御質問の産業振興について申し上げます。

一次産業でみると、従来の基幹作目さとうきび産業から畜産業が主流となり、昨年度で見ましても、総販売額の6割強が子牛の販売です。大変ありがたいことに、ここ数年安定的に子牛の販売価格が高騰を維持し、農業を志す後継者の育成に大きな励みとなっています。

さらに、水産業においては、製氷施設の改修や鹿児島大学との共同研究による保冷技術の習得が叶えられ、また、輸送コスト助成事業の導入や保存方法の改良が図られたことなど、漁獲量の割に販売額が伸び、一昨年度は過去最高額を記録するなど、今後更なる振興に期待しているところです。

観光業につきましては、マスコミの放映が功を奏し、大変厳しかった誘客も7万人台に回復、新規事業者の創出や関連業に従事する島外からの若者も増加傾向にあり、島が活気づいてまいりました。

人づくりで申しますと、高校卒業生を対象とした①島立ち（立・発・建）の出前授業をはじめ、郷土学習の実施により島への愛着心の醸成や高校生修学旅行旅費補助等が挙げられます。また、社会教育関係では、各種PTA研修会や姉妹校交流、パナウル少年の船、文化祭、子ども会大会、公民館教室の推進等があり、多目的運動広場や砂美地来館などを拠点として次代を担う青少年の健全育成に努めているところです。

産業部門では、若手の就業機会を目指すことを目的に、農業自営者クラブや漁協青年部育成、農協・漁協婦人部の活動や生活研究グループ等による地場産物の見直しや活用方法の検討など積極的な活動を推進しています。

次に、「住みよいゆんぬ創生」ですが、近年、想定外の大規模災害が全国各地で発生し、老若男女を問わず多くの皆さんのが犠牲になっています。有事に備えた対策が急務であることは十分に認識しつつ、大きな課題であります出産・子育てのため

の環境改善対策等の充実を図りながら一つ一つ解決してまいりたいと考えています。

その一例として、乳幼児医療費助成（対象；未就学児）枠を義務教育終了まで対象児枠を拡大、出産に伴う宿泊費の助成対象を30日まで拡大し、安心して出産・子育てのできる環境施策を講じてまいりました。

災害に強いまちづくりの一環として、非木造住宅の税軽減を図りながら、特に茶花地区は、島の産業経済の中心地であり、各種事業所や商店街・住宅が密集し、多くの町民が昼夜を問わず活動する拠点であることを認識し、有事の際に迅速かつ安全に移動・誘導できるライフライン（道路改良や交差点の拡幅）の整備を地権者の御理解を賜りながら推進しているところです。

今後の課題と対策としましては、少子・高齢化社会の対策を念頭に置き、福祉行政の一層の充実を目指すとともに、産業経済の振興発展を推進してまいります。有限の農地を最大限に有効活用ができるかを考えた場合、さとうきびや里芋・インゲン等の輸送野菜や飼料畑が程良いバランスで活用できているものの、効率的な作業形態の確立や安定した農業経営のための多くの問題も見えてまいりました。

具体的には①耕地の流動化推進、②基盤整備の推進、③水資源確保のための調査と畠地干害構想の計画策定が急務であり、畜産業においては①優良素牛の導入、②高齢母牛の更新を図ります。さらに、水産業においては儲かる漁業を目指し、①加工品の開発、商品化、②新規販売ルートの開拓をバックアップしてまいります。

また、観光面の施策として各種メディアやイベントを活用し、積極的に情報発信や誘客活動を展開するとともに、受け入れ態勢の一層の充実を図ってまいります。

最後に、行政の推進拠点となる新庁舎の一日も早い完成を第一の目標に掲げ、職員が安心して島の行政を推進できる環境を整え、当面の課題であるインフラの（屎尿処理場建設の早期実現並びに与毛田橋排水対策の策定）整備について知恵を絞り、公約実現に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、質問事項の2番、公文書の情報開示の関係です。

公文書の管理については、「与論町文書編さん保存規程」等に基づき、分類・保存・廃棄の運用を行っているところです。単年度の書類については、ファイルの統一や表紙に保存期間や廃棄年月日を表記して管理しているところですが、特に過年度分については、年度管理の整理不備や廃棄年月日を過ぎている文書が散見している状況にあります。

現状において公文書の管理体制が十分でないと考えますので、来年度の新庁舎建設で整備される書庫等の活用を図りながら、適正な公文書管理により情報管理の徹底を図ってまいりたいと存じます。さらに現在、図書館等に保存されている文書の

廃棄・保存など、分別を徹底するとともに新たな文書管理システム等の優良事例などを参考にしながら適正な公文書管理に努めてまいりたいと存じます。

3番目に堆肥センターの堆肥の問題です。

中熟堆肥につきましては、御指摘のとおり雑草種子の混入等があります。雑草種子の混入をなくすためには、発酵温度を60度以上にした状態で数日寝かせる必要があり、そうしますと完熟堆肥製造となります。御提案のように、高圧空気を堆肥原料に送風するエアレーションの技術も早期の完熟堆肥製造には、画期的方法であると認識しています。しかしながら、値段の安い中熟堆肥希望者もいらっしゃることから、利用者のニーズ対応といたしまして中熟堆肥の提供も行っているところです。御指摘のとおり中熟堆肥につきましては、完熟堆肥製造過程の初期段階で、さまざまな混入物もあることから、利用者に対しまして文書でのお知らせや御理解をいただいてからの提供とさせていただいているところです。

今後、御指摘も含め、更なる御理解と良質な堆肥製造ができるよう、飼養農家や関係機関と協議しながら原料の水分含有率低下に向けた取り組みも検討し、御提案のエアレーションシステム等の導入についての調査・検討をしてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 御答弁の時間が少し予想していたよりも多くて、時間が大分気になってきたのですが。まず、公約事項の進捗評価についてですが、皆様御案内とおり、やはり今与論の経済というのは非常にいい状態が続いています。町長の御答弁にもありましたように、畜産を中心とした農業それから観光を中心とした商工観光業、いずれもすばらしく過去に例を見ないような状況で、この農業と観光業が2つのエンジンとして、与論の経済が今けん引されているというような状態だと私も考えています。

特に農業では、20億円産業として島の稼ぎ頭となった畜産業、それから、さとうきび、里芋、インゲンといった野菜も堅調に推移していて、トータルで農業生産額というのはJAの共販でいきますと31億円の大台に乗っているという状況で非常に頼もしく思っています。

また観光につきましても、答弁にありましたように19年ぶりに7万2000人を超えたということで。また、先日の新聞報道でもありましたように、例えば、観光ガイドの世界的な権威と言われているミシュランガイド奄美群島ウェブ版におきましては、与論の島全体と大金久海岸、百合ヶ浜が高評価の二つ星に選ばれたと、最高が三つ星ですのですばらしい評価で、今からは国内だけではなくて海外からもお客様が増えてくるのではないかという期待が持たれて、非常にいい追い風が吹い

ているというような印象です。

また、今年の3月に発表された市町村民所得、中身は2015年度の所得の推計ですが、それで与論の一人当たりの町民所得は185万5000円ということで、鹿児島県内で1番の7.3%の伸びだということで、非常にすばらしい結果になっています。そういうことで、これまで努力をされた町長はじめ、当局の皆様にはやはり敬意を表しながら、さらに御努力を期待申し上げたいと思います。

町長の答弁の中で、時間的な制限もありますので、ちょっと気になったところを少しずつチェックしてまいりたいと思います。

例えば、私は、この答弁の中の水産業も非常に一昨年度は過去最高額を記録してさらに好調だというお答えでした。確かに一昨年度、平成28年度は、確か2億7900万円の水揚げ高でした。しかしながら一番新しい数字の平成29年度の実績では2億7100万円と下がっていますよね、ちょっとね。そういう意味では決して好調だと私は考えていません。三、四年のスパンで見ると、やはりちょっと横ばいから少し足踏みが続いているなという感じがしまして、今まで行政からもかなり補助金等を出して、ハード面は整ってきたけれどもソフト面が非常に気になるなということで、そういうソフト面の支援というか、そういうひと工夫、ふた工夫の知恵が必要ではないかなと思いますので、ぜひ引き続き山町政には、この水産業に対して、ソフト面を重視した支援が必要ではないかなというふうに提起を申し上げたいと思います。

また、あとちょっと気になるのは、今、観光が非常に伸びている中で、やはり町長の公約にもありましたが、与論ブランド、特産品。そういう部分でも最近少しいいのが幾らか出始めていますが、やはりまだ少し寂しい感じがするというのが実態であろうかと思います。しいてこの与論ブランド、非常に大事だと思うのです。これに対して町長の御努力の中にも答弁の中に、「地場産物の見直しや活用法の検討など積極的な活動を推進しています」となっていますが、積極的に取り組んでおられるかどうかは、私はちょっと確認はしていないのですが、そこをしっかり財政的な支援、あるいは必要であれば専門家を呼んでしっかり検証する。また主管課の皆さんにもしっかり取り組んでいただく、そういう努力を今一度していかないと、やはり観光客が伸びている中で受け皿の態勢を考えたときに非常に不安があります。

そこをあえて町長に確認をしたいと思います。どうですか、与論ブランドの開発、販路拡大というのは、町長の公約事項の中に1つありましたので、私は、ちょっとそれを今あえて細かいところですが確認をしたいと思います。今後の取り組みです。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。

この与論ブランドにつきましては、本当に各業者がそれぞれ工夫をして頑張っていらっしゃるところ、大変ありがたいことだなと思いますし、またそれに対して我々も助成をしていっているのですが、要は大きな組織として、例えば農業と漁業とがコラボしたそういうふうな与論ブランドを立ち上げるとか、そういうところがまだ少し弱いのかなというところを考えています。

幸いにして日本マルコのグループ会社が、ホロホロ鳥の加工をしていくということで非常に期待をしているところですが、こういうところなども加味しながら、とにかく大きな立場から本当にできるだけ各業者の協力を求めて、あるいはパッケージの統一等も考えられればありがたいなということを今考えているところです。そういう面で今後また頑張っていければと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ゼひ強力に進めていただきたいと思います。

それと次に人づくりの件ですが、町長の公約の中に細かいところでは、例えば若者定住化とか子育て支援、人材育成を含むいろいろな施策をやりますとありましたが、若者定住化につきましては、私の後に高田議員の質問が準備されているようですので、私はそれを譲りたいと思います。

子育て支援の中で、最近島外出産支援特別対策の町単の補助金、安心クワーナン支援とか、そういうところで、支援がまたワンステップ出てきたということで、非常に私はそこは評価したいと思います。

あと教育部門で、ＩＣＴ教育、英会話教育、あるいは与論高校のレベルアップ、2学級の現状維持というのもありますが、あえて奨学資金のことをちょっとお伺いしたいと思います。町長の公約の中にもありますが、「奨学資金を増額して充実させますよ」とありましたが、実際この数年度の予算額を見てみると少しずつ増えています。そこは評価したいと思います。ただ、私が気になるのは誰もが考えれば分かることですが、その奨学資金を提供していい大学を出て、いいところに就職したとしても、その人材が島にやはり還元される、そういうふうなシステム、そういう仕組みを作っていくかないと、ちょっとこの奨学資金を単に予算を増加すればいいというものではないのですよね。そのところの考え方、また今後の進め方というのを、あえて教育長に確認をしたいと思いますけれども、考え方、これから私はしっかり島に還元できるような方向で、しっかり逆に見直しもしながら必要であればしっかり予算を投入していくというような政策が必要かと思うのですが、そのあたりの考え方を教育長に確認したいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。

この奨学金につきましては、島に帰ってくるという発想のもとに農業・漁業そういうものを限定した奨学資金の制度もどうかということで、前の年度から私たちも検討しながらきていますが、昨年まずは3万円という枠をもう少し大きく増やしてあげて、子供たち全体に還元できるという立場から増やしてみましょうということで1回額を上げてございます。今のように特化したものについては、どのあたりを限定するかということは、もう少し検討してからという発想の中で今のところは考えていますので、今後、例えば農業育成、畜産の育成を視点に与論がもう少し舵を強く島に帰る子供を考えようというときに、そのような創設もまた検討していくことではないかとは考えています。全体での部分の借り手の方向、それから大学の入試のときとか、そういう部分に重きを置いたほうが、生活上もいいのではないかというのもありますので、その辺まだアンケートをとっておりませんが、そういう部分の皆さんのがニーズも踏まえながらやってまいりたいとは考えています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） その奨学資金を利用される方々、あるいはそこにいろいろな支援をしていかれる方々のニーズ、今おっしゃったニーズ調査をしっかりとしていただいて、いい方向に費用対効果を考えて貸与していただきたいと思います。

それでは、次に防災対策。町長もちらっと先ほどの答弁でふれていらっしゃいましたが、防災対策で、後で林隆壽議員がリスクマネジメント、危機管理対策の質問も準備されているようですので、そこに譲りたいと思いますが、昨日の新聞で、御覧になった方もいらっしゃると思いますが、高知県の中土佐町という町では、百数十人の役場職員がいらっしゃるそうなのですが、全職員に救急法の講習会を受けてもらって、日本赤十字社の認定の資格を救急救命というのですかね、救急員の資格を取らせるのだということで、すごいことをされるリーダーもいらっしゃるのだなと私ちょっと感じ入ったのですが。講習会も、もちろん費用1人当たり3,200円かかるのだそうですが、それ全部町がもって、役場の全職員に災害だけがをしたとか、心臓が止まったとか、骨折をしたとか、そういうときにしっかりと対応ができるような役場職員を養成しようということで、全員がこの講習会を受けるような計画をしているということで、びっくりしたのです。やはりこのくらいの、ここについては南海トラフですかね、そこに近くて、そこまでやはり備えをしているのだなと私は感じ入ったのです。

やはり災害対策、防災というのは私も経験から本当に一番大事なことは、まずその備えをすることが一番大事。これは誰でもいいのです、誰でも分かりますし、具

体的にどのような備えをするかというところが問題になるのですが、この備えといふのと、初動の態勢が一番大事なのです。被害を受けた時の初動の態勢。役場職員がどのように動いていくか、これをどうしようかこうしようかと悩んでいる時間といふのはないのです。そのために普段からマニュアルと作っておくべきだし、訓練をしなくちゃいけない。この初動態勢といふのは非常に重要なのです。これまでも度々災害、地震、津波、台風といったところに初動態勢が遅れて悲惨な状況になっています、世界各地を見ても。ですから、この初動態勢といふのは非常に私は重要だと経験からもあえて申し上げながら、ぜひ山町政にここをしっかりと対処していただきたいというのが私の気持ちです。のために職員の研修も必要だし、勉強が必要です。スーパー台風もこれからやはり懸念されますので、ぜひ対処していただきたいと考えます。

それから、障がい者雇用の問題が今国全体で問題になっていまして、これはちょっと範囲の狭い話ではありますが、国の機関で約8割が水増しをしていたという障がい者雇用の話です。そういうことで雇用率が気になるのですが、法で定めた法定は2.5%、国の公表は2.49%としていましたが、実際は1.19%だったというふうな状況。与論町役場は、どういう状況になっているのですか、副町長どうですか。障がい者雇用の状況は何%ぐらいですか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ただいまの件につきましては、せんだって鹿児島のハローワークからも障がい者の雇用についてということで調査もあったのですが、本町の場合は、基準には届いてはいませんが、何とか補充の体制はとつてまいりたいとは考えています。

今回、前年から新規の職員の採用についても募集をかけましたが、そういった枠での応募といふのもなかったものですから、正職員、臨時の職員も含めて、もう一度調査もして、実際に何人持っているかといふのを完全に把握をしてまいりたいというふうに思っています。現在の数字につきましては、総務企画課で把握はしてございますので、今後の施策としては、何とかまた採用枠も設けていきながら対応してまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今、細かい数字はあまり気にしてはいないのですが、やはりこれからおそらく国の考え方も変わっていくのかなと思います。というのは、障がい者といふのは手帳を持っているから障がい者、持っていないから障がい者ではないという判断で、例えば手帳といふのは希望しない方もいらっしゃるのですよね、御案内のように。ですから、この問題は、多分ちょっと時間がかかるのではないか

など私は見ています。ですから、国の動きをしっかり注視をしながら、やはり地方自治体としてもたたかれないように、しっかり国の法律改正を見ながら対応していただきたいと思います。先ほどありましたけれども、採用試験の問題にしてもやはり障がい者もしっかりと能力のある方については採用をしていくというような考え方方が大事であろうかと思います。

最後に、このテーマの課題として、7月に行われたまちづくりの懇談会で、執行部の資料の中にあった課題というのが3つほど挙げてありました。人口が減少していますよということで、いろいろな教育環境とか雇用の問題、そういったところでもやはりかなり課題が出てきたということです。

それから宿泊施設が不足しているというような課題もその資料の中にありました。それから環境問題、ごみし尿処理については今順調に進んでいるかと思いますが、ちゅら島づくりについては各自治公民館と連携をしていくというような緑化とか、そういった課題もありますよということを、この3点を紹介していらっしゃいました。

ちょっと私が気になるのは、今、安倍首相と石破さんの間で、いろいろな討論会が行われています。この前、2日前ぐらいだったですかね、生涯現役社会に向けて安倍首相が1年目で高齢者の雇用の継続とか定年延長とか、そういった雇用の改革を1年で行うのだという話をされていましたので、私はあえて今、前回の一般質問でも質問させていただきましたが、この人手不足、雇用対策、これというのは経済のいい今ほどやらないと駄目なのです。経済がいいときは都市部に人が集まるのですよ、間違いなく。そちらのほうが、まだよりいい好条件で賃金が高くて働くから、そこに集まるのです。景気が悪くなると田舎に帰ってくる、自給自足とか、お金がなくても生活できるという、悪く言えばですね。そういうようなあれがあって、景気がよくなれば経済がよくなると都市部に人が集まるのです。与論も今経済は非常によくなっています。ただ都市部は、もっといいところもありますので、そこに人材を奪われないように工夫をしなくてはいけない。せんだっての採用試験でもおそらく分かつてらっしゃると思いますが、なぜ採用希望人数が少なかつたかというと冷静に分析していただいて、今から人材の奪い合いになるのです全産業、全自治体ですね。ですから、そこを町長に確認したいと思います。雇用問題、私は、せんだってシルバー人材センターを設置したほうがいいですよと、もう機は熟していますと申し上げました。そのところの答弁はいいとして、雇用、人手不足を解決するために、本当に具体的な考え方があれば、ちょっとそこをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。

与論町は、確かにいろいろな役場の前の掲示板にも、いっぱい雇用の募集は出ているのですが、島内の皆さん別ですが、内地から来た方々は、まずは本当に与論に住みたいけれども住む家がない、住宅がないということで、なかなか与論で仕事をしたいけれども家がなくてなかなか住めないと、就職にもありつけないという現状が非常に一番大きな問題点ではないかなと考えています。ですので、今後住宅建設にも力を入れながら、そういうふうな雇用の面での改革もまた進めていかなければならぬなと考えます。

確かに先日の役場の職員採用試験でも、本当に募集した定員にオーバーするということではなくて、大変苦慮しているのですが、そういうふうなことで、いろいろな枠を設けて経験者枠とか、年齢を引き上げるとかということで、できるだけ雇用ができるようにという工夫をしているのですが、今後そういうことも続けながら、住宅問題も何とかみんなで解決できればありがたいなと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 具体的な対策というのは難しいとは思いますが、ぜひ山町政にはテーマとされている「若者や子供たちが夢と誇りを抱ける島」ということのうたい文句のとおり、残された任期1年をぜひラストスパートで課題の解決に努力をいただきたいというふうに期待を申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

公文書の管理方法、これは私も役場にいた経験、ずっと先輩たちから様子をずっと見てきましたが、私もあり改革できなくて本当に申しわけないなという気持ちもあるのですが、非常に気になるのが、やはり過年度分の文書の管理なのです。これは多分、管理職以上の方々は十分わかっているいらっしゃると思います。

なぜ、これを私が質問するかといいますと、今日本の政府の対応の仕方が、また自治体の問題にもなってくるからなのです。というのは御案内のように、昨年から今年にかけての自衛隊の日報問題とかPKO（国連平和維持活動）のですね。それから加計学園、森友学園、さらには国のリーダーの象徴である財務省の決裁文書の改ざん問題。こういったのがあって、結局国の情報管理とか公文書管理のあり方が問題になっているのです。そして、その公文書等の管理に関する法律というものがあるのですが、この第34条には、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」というような、市町村の努力義務がうたわれているのです。国と同じようにしっかりと公文書の管理、そういったのをしなくてはいけませんよとうたわれているのです。今のところは努力義務ですが、ここは非常にこれからクローズアップされて国民とか町民に対する説明責任が問われてくる、そ

ういう時代に入ってくるかと思います。

そういったことで、やはり町民に対して見える化、見えるようとする透明化、そういうことが今求められていますので、ぜひここを意識していただいて、町長、副町長もここをしっかりと意識していただいて職員にハッパをかけていただきたいと思います。

本町の現状については、この御答弁の中にも少しありましたけれども、文書保存規程というのがあって、その第3条に従って、まずは各課、局ごとに分類、類別した上で保存年限別の基準表とか、保存の種類別に分類をしていくのですが、あるいは、その簿冊の保管とか閲覧については総務企画課長が全部指示、承認をしながらしっかりと文書を保存していく、そういうシステムになっているのですが、やはり今文書業務が多様化していく、そして課とか局とかがどんどん時代とともに統廃合されていく、あるいは係レベルで事務文書の見直しとかが行われて、しっかりと文書整理もしないうちに異動になったりするのですよね。そういうこともあって今現行規程の文書保存規程にのっとった分類方法とか、あるいは現場担当者が独自でやっている文書保存管理の基本、独自でやっているものとの乖離とかが生じて、本当に数年経ってしまうと、その担当者の記憶をたどらないと、その文書が見つからないとか、あるいは年数が経過した文書が見つけられないどころか、最悪の場合、保存年数が満たないので面倒だから整理しようということで捨てられてしまったとか、そういう実態というのが実際に私のときにもありましたし、あったと思われるような文書が幾つもありました。探せないのです。やはりそれでは大きな声であんまり町民にも言えないのですが、そのところはしっかりと管理職以上の方々はわかっていらっしゃると思います。そこをしっかりとやっていただきたいということです。

そのために、具体案は答弁の中にはありませんでしたけれども、やはりその文書管理に精通した職員の養成とか、研修会の実施、そういうのは絶対必要なのです。鹿児島県庁では、今、総務部の中に学事法制課というのがあります。そこでは、しっかりと文書管理がなされていて、5年前、10年前、それ以上永久保存とか、それも段ボールに整然と積み上げられて整理されているのです。時間がかからずに、パッと昔の文書が出てきます。そういうようなところに研修に半年でも1年でもいいですから、職員を派遣する、あるいはそこから学事法制課の職員を文書整理保存の専門職員を呼んで講習会を開くとか、そういうのをこれまで踏み込んで積極的に具体的なところを学んでいかないと整理ができません。私があえてこれを申し上げるのは、答弁にもありましたように新しい庁舎ができる新しい書庫ができるから申し上げているのです。そこにしっかりと整理をされて整然として整理をしていかないと、もう捨てていいのかそうでないのか分からなくなってきておかしくなるの

です。ぜひ、そこを時間的なあれもありますので、積極的かつ具体的な取り組みを町長がリーダーシップをとっていただきたいと思います。町長、どうぞ。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変ありがとうございます。

本当に文書管理につきましては、旧庁舎から移転する大きな理由でもありました。本当に2階、3階各課にいっぱいの文書が積まれていて、重量的にも大変だなあと思ったりもしているのですが、今おっしゃられるように新しい庁舎ができたときには、まず書庫の整理をきちんとしていこうというようなことで、書庫にも大変な費用を使いながら整備をしているところです。今おっしゃられるように、そういうふうな職員の研修等も今御指摘がありましたように、意見を参考にしながら取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ちょっと1点だけ、忘れてはいけませんので今のうちに申し上げておきたいと思います。

この公文書管理については国もしっかりとこういった問題化されたことによって、今、行政文書の管理のあり方等に関する閣僚会議というのが今年の7月とかに開催されて、方向性を示して具体的な取り組みが始まっています。国のはうはですね。そこでこういうのがありました。ぜひ与論町役場でもこれを採用していただきたいなと思います。文書管理をちゃんとやっているかどうかという職員をしっかりと人事評価をしていく。そういう項目があります。与論町役場でも人事評価を行う場合に、10月1日付けて職員の評価を管理職の皆さんができるのですが、ちゃんと文書管理をやっているかどうか、そういう意識をちゃんと持って積極的に能動的に取り組んでいるかどうかという、そこを人事評価に反映をしていくべきだと私は思います。国ではそうするそうです。そこをぜひそうしながら、また時代は今電子的な文書管理に移行していますし、決裁についても電子決裁で、もう机に座ったままいちいち移動しなくとも町長があるいは副町長が、総務企画課長が決裁していくというような時代になります。ですから、そういった電子的な文書管理に移行していくので、そのところもしっかりとやっていただきたいということを申し上げて、最後の質問に移りたいと思います。

堆肥センターについてです。堆肥センターにつきましては、2年前の9月議会で私も質問させていただきましたし、2年前の12月議会では川村議員からも質問がありました。今回も林敏治議員も堆肥センターの質問があるようですので、ぜひ私も期待をしていますけれども、具体的な話を申し上げますと、自分で中熟堆肥を堆肥センターから取り寄せて、さとうきび、野菜を作ってみてみた。そういう方は多

分2、3年経験すればわかると思います。朝顔の種、あれの正式な名前は分かりません。朝顔の種類、つる性のやつです。もう本当にしつこいのです。もちろん除草剤を使えばいいという話もありますがね、除草剤が一番効くのは2、4-Dというやつが一番効くのですが。やはり除草剤というのはあんまりよくないのです。それは繁茂してどうしようもなかったら除草剤を使わざるを得ないのですが、できるだけ手で取りたいのです、その費用も安くつくから。手で取れるところは手で取るのですが、例えば、さとうきびだと私も実際作っています。中熟堆肥を入れて耕うんした後、もうずっと時期をずらして出てきます。さとうきびとかでも5、6回以上はもう総取りをしていかないと、次々出てくるのです、ずっと時期をずらして。農業にほんと詳しい方は御存じだと思います。それも最近からです、おそらくそんなに長くないと思う。この6、7年ぐらいではないでしょうか、最初に見たのは。あれは外来種ですよ、完全な。島外から入ってきてている。それが牛ふんの中に入ってきて、それがもう蔓延化しているのです、中熟堆肥を配布することによって、それが蔓延してしまっている。堆肥センターの広報チラシには、中熟堆肥には雑草の種が混入している場合がありますと表現されていますが、とんでもないですよ、全部入っています。雑草の朝顔の種だけではないのですが、ほかにもいろいろな種があります。

そういうことで、私はいろいろなインターネットで調べてみました。いろいろな考え方がありますよ。菌を撒いたり、その堆肥をいかに短時間で完熟化させていくか、完熟化というのは非常に難しいんだけれども、いい堆肥にしていくというのは、やはり時間もかかるし、今の現状の堆肥センターは、例えばプロアー方式、空気を送る方式を最初使っていたのです。それから、もう一つはアイドーラ液、菌、好気性の発酵を促すためのアイドーラ液も使っていましたが今は使っていないということです。それは、町長、御存じですか。御存じであればいいのです。

では、問題は今やっているやり方というのは、きり返しを行っているだけです、そのスペースを使って。太陽光にさらして、ただきり返しを行っているだけ、一時的には高温が出るかもしれないが、ここにもありますとおり60度前後の熱で2、3日しないと雑草の種って消えないのです。私は、それでインターネットで、いろいろ情報を調べてみました。後で資料を町長にでもお届けしたいと思いますが、うたい文句ですから、よく分かりませんが、すばらしい会社がありました。後で資料をお渡ししますが、時間もちょっと限られていますので、詳しいことは申し上げませんが、イージージェットという装置で、独自開発で島根県のある会社ですが、島根県の畜産技術センターとの共同開発、いわゆる官民共同です。島根県の畜産技術センターの共同開発で特許を取得した堆肥の専門会社があります。会社名までは私

申し上げませんが、イージージェットという独自開発で通気パックから通常プロアの50倍の高圧空気が噴出して、堆肥の高さが大体2.5メートルぐらいの高さまで全部緊密に空気圧で酸素を送ることができるという機械らしいのですが、堆肥の原料の隅々まで酸素を供給して電気代もプロア方式よりも低コスト、水まわりも少ないとということで、写真と資料が送られてきましたので見ましたけれども、非常にすばらしい内容で、与論の堆肥センターが抱えている幾つかの課題、例えば搬入する原料の水分の多さとか、原料から堆肥化までの切り替え作業に要するスペースが必要なのです、現状では。大変なスペースが必要です。そういうたったスペースがどうしても足りなくなっていく、人数が多くなれば。あるいは製品化に至るまでの期間を短縮したほうが労力も少なくて済むし、必要なのです。そういうたったもちろん雑草の種子の対策も、雑草の種子を死滅させることも大事だし、あるいは悪臭対策です。そういうのが全部解決されるような内容になっているのです。ぜひ目を通していただいて検討していただきたいと思います。

いろいろな方法があるかもしれません、やはり費用対効果を考えながら、いろいろな方法を比較検討して、ぜひ早急に取り組んでいただきたい。そうしないと堆肥センターは今赤字ですから、赤字から黒字に転換しないと民間委託はできません。民間委託は、やはりできればそういうほうに移行していただきて、さらに費用対効果のいい堆肥を作つて、環境保全型のいろいろな農業に移っていく、シフトしていくという体制がどうしても堆肥センターが中心となりますので、そこをぜひ検討していただきて後ほど資料を提供しますので、そこをぜひ検討していただきたいということで、まずは産業振興課長から考え方を確認しまして、その後、町長の最後の決意のお言葉を聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。産業振興課長お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 御指摘ありがとうございました。町長の答弁にもありました、一応この高圧通気システムイージージェットとか、あと農研機構でも開発されていエアレーションシステム、そういうのが二、三カ所ぐらい結構いい情報がありまして、こちらもそれを検討しつつ、また上司とも検討しながら関係機関と協力して農家の方々にいい堆肥が提供できれば、それに越したことではないと考えています。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） すばらしい情報をありがとうございました。いい堆肥をより安く提供して島の土づくりを進めてまいりたいというのは、これ町民みんなの願いでし、私もそうですが。こういういろいろな今産業振興課長から話がありましたよ

うに、いろいろなところからいろいろな種類が出ているようですので、関係課と対策を検討しながら、できるだけ早い時期に町民のためにいい堆肥が提供できるように頑張ってまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 以上で、私の質問を終わりたいと思いますが、ぜひ残り一年の任期、山町政にしっかりエールを送りながら、ぜひ御期待申し上げたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） 2番、沖野一雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時13分

再開 午前10時22分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、5番、高田豊繁君の発言を許します。5番。

○5番（高田豊繁君） おはようございます。

それでは、沖野議員に続きまして質問をさせていただきたいと思います。

1 茶花信号機付近一帯の湛水防除対策について

(1) 台風6号による50年に一度の記録的な豪雨は、多くの湛水被害をもたらしたが、この際補助排水路や既存排水路の部分改修整備、さらには背後流域からの排水流出抑制を図るため既存の浸透池の適正管理を行うとともに、上流区域における新たな浸透工の整備を行う考えはないか。

(2) 豪雨時に甚大な被害が想定される区域の調査と緊急避難路を整備する考えはないか。

2 小中学校における不登校対策について

(1) 近年増えつつある小中学校における不登校の事案に対し、学校設置管理者としてどのように認識し、今後どう対策を講じていく考えであるか。

3 U・Iターン者の新規起業家応援態勢の強化について

(1) 若者定住化促進対策の一環として、U・Iターン者等の新規起業家への各種助成対策についてどう考えているか。

4 農業病害虫対策の現状について

(1) カンキツグリーニング病等の農業病害虫対策の現状と課題についてどう考えているか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、質問の1、2、それから、その後教育長に2番については答弁していただきて、その後また私のほうで答弁したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、信号機付近の湛水対策についてですが、まず1番につきまして、台風6号の被害については御指摘のとおり現状を認識しています。

この抜本対策といたしましては、地盤をあげていく方法だとは思われますが、その他に要旨のとおり水路の分岐や拡幅なども考えられます。また、上流に補給水用ため池の整備を図り、高台までポンプアップして島内の既存のため池への水利用に役立てる方法も考えられます。補給水用のため池整備につきましては、新規事業導入に向けて関係機関と協議しながら進めていき、島全体の畠かん用水として利用できるよう努めてまいりたいと考えています。

さらに、既存の沈砂池の改良等も検討してまいりたいと考えています。

次、湛水対策の2番目です。近年、全国各地で豪雨による被害が相次いで起こっており、時間雨量50ミリメートル以上の「非常に激しい雨」は、ここ30年で約1.3倍に増加しているとされています。本町においても、6月16日の台風6号による最大時間雨量90.5ミリメートル、期間総雨量430.5ミリメートルという記録的な大雨による被害が発生しており、特に上流部からの排水が集中している茶花信号機付近一帯については、早急な対策が必要となっています。

現在、排水解消に向けて用地交渉を進めており、区域一帯の測量調査を行いながら避難路の整備及び与毛田線、供利茶花線の路面側溝の改修及びウブインジュの分水を検討してまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、小中学校における不登校対策についてです。

御指摘の小中学校におけるいじめや不登校問題については、児童・生徒の健やかな成長を阻害する問題であり、大きな問題であると認識し、対応しているところです。

まず、学校においては、いじめ問題を考える習慣等の取り組みを行い、心の教育の充実を図り、学校が安全で安心して学べる環境となるよう道徳教育も充実するようにしています。

さらに、学校においては未然防止のために保護者、あるいは児童生徒との教育相談を実施したり、気になる欠席については早期の家庭訪問を行ったりしています。

本町の相談事業として、スクールカウンセラーによる親や子を対象にした相談、保健センターとの連携による相談、学校におけるスクールカウンセラーを活用した相談への機会の確保を行っています。また、県のSSW（スクールソーシャルワーカー）

カ一）配置事業が終了したことに伴い、与論町予算でのSSW配置事業を本年度から実施していますので、小中学校の要請に応じた派遣ができるようにしてきたいと考えます。

これからも不登校の早期解消と未然防止のために、職員研修や相談活動の一層の充実に努めたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 3番目のU・Iターン者の新規起業家への応援についてです。

新規起業者に対する支援事業としては、国・県の補助事業制度の紹介のほか、与論町商工会を通した融資制度の活用、創業塾など各種研修会の開催、起業予定者に対する個別相談などが実施されているところです。現在のところ若者定住化促進対策とするU・Iターン者に限定した各種助成事業は実施していない状況ですので、与論町商工会等と連携しながら、相談窓口の開設や各種助成制度の創設など検討してまいりたいと存じます。

次に、農業病害虫対策の現状についてです。

かんきつ類を枯らす重要病害であるカンキツグリーニング病は、現状では一度感染すると治癒できないことから、国県の指導の下、年一、二回程度町全域のかんきつ類を対象に感染樹の調査を行い、感染樹が見つかった場合には順次伐採し、処理を行っています。

また、それとあわせて、カンキツグリーニング病を媒介する虫・ミカンキジラミの発生源となるゲッキツ類の薬剤防除を町全域で行っており、ミカンキジラミの密度低減による病気の感染拡大軽減に努めています。その結果、感染樹は、ここ数年順調に減少してきています。今年度からは調査回数を増やすなど、早期根絶に向けて、さらに対策を強化することで関係機関と協力して進めていきたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それでは、まず第1点目の台風6号のウブインジュの関係を細かく申し上げてみたいと思います。

先ほど答弁にもあったのですが、この当日の台風6号によるこの豪雨というのは昼の大体1時半頃から1時半頃、このあたりがマックスで、気象庁、これは空港の気象データからですが、1時間降水量が90.5ミリメートル、そして日雨量としまして324ミリメートル、そして通算の総雨量が430.5ミリメートルということで、1時間の最大降水量としては昭和62年に102ミリメートルというデータがはじき出されています。それに続きまして90.5ミリメートルということです。そこで、既存の今ウブインジュのところの断面、あるいは勾配、それから

排水流域等を計算しまして、どのくらいの水があそこに流れ込んだのかという計算を若干ちょっと説明してみたいなと思っています。

この間も臨時議会で、その直後に申したのですが、この流域は大体面積で約215ヘクタールぐらいあるのですが、これは200ヘクタールとして大体試算してみたいと思います。それから、この今さっき申しました信号のこの箇所、ここに下水道が通っています。そしてウブインジュが通っていますが、ここはホームセンターの後ろのこの距離を53メートルとて、ちょうど勾配を計算しますと0.17%の勾配がありまして、この断面が大体こういう断面になっています。それで道路が1.8メートルの石積み工が施工されまして、壁としては従来は三面張りだったのですが1メートル20センチメートルの鉄筋コンクリート壁があります。これは昭和43年に造られていますので、ちょうど今50年の、コンクリートの構造物というのは50年が1つの寿命なのですが、これは緊急的にやらなくてはいけないタイムリミットになっています。そして、さらにその上に、40センチメートルから50センチメートル程度のこれは民間によってつくられたのではないかなと思うのですが石垣がされました。そしてこれを、今の流域とそれから時間雨量と、それから勾配、これで計算をしていきますと、流速が約3メートル毎秒19センチメートル毎秒と、そこからはじき出されるのがその流出量なのですが、約11立方メートル、そして17.5立方メートルということになってきますが、総体の雨量で先ほどの200ヘクタールで流れてくる水の量というのは27.5トンの水が1秒間に流れてくる計算になるのです。そうしますと今のこのコンクリート断面でいきますと、それからこれを合わせると、これでは足りないものですから、さらにこの辺まで水がいくということです。そうしますと、この不足量が換算しますと約5ヘクタールぐらいの面積に50センチメートルぐらいの湛水をもたらすというデータになっているのです。ですから、この分を何とか補助排水路を対策するかということで前後して計算していく必要があります。それぞれ建設課と話をしてみたことがあるのですが、それでも今ちょっと計算しますが。まず、やらなくてはいけないことがあります、先ほどは産業振興課からの答弁だったと思うのですが、やはり寿命が来ているものですから、これがこう傾いているのですよ。傾いているところもある。ですから50年という節目が来ていますので、これを農政サイドは、これの整備をしていかなくてはいけないと考えますが、これによって内部の水がクリアできるのですが、さらに補助が必要という私が先ほど申しましたのは、与論島製糖の敷地内ですが、この信号のところから、こういうバイパス水路をつくることによって、先ほど5ヘクタールと申しましたが、これがクリアできるのではないかと申しました。実は、この間地元の方々から聞きますと、ホームセンターがここにあります。

すが、ここに重村さんのパン屋があって、ここに南海荘の駐車場があります。水がここから来たというのです。この部分から入ってきて、この産業道路に湛水して、さらにこの水がずっとはけなくなって、この一帯が水没したということになっています。そしてこれはもちろん、山恵二郎さんのハウスの西側の付近も全部湛水していますね。ですから、この排水路の壁が要するにその横断的な道路をつくつてある箇所があるのですが、そのところに土のうとかそういうのをしてあれば少しは緩和されたのだが、これがもうとにかくこれから水が来たと。ここは阿野つり具店というのがありますが、そこも全部こっちから水が来たと言っている、与論ホンダさんも。その辺は、かつてこういうことはなかったと。普通だったら、この産業道路の水、あるいは銀座通りの水が溢れているというのが普通だったのですが、それからホームセンターの下に地下排水路があるのですが、この3点だったのですが、今回はこの川から溢れてきたと言っているのです。ですから、これの拡幅は難しいとして、信号付近のこの部分の水をここにバイパスさせたらどうかと。

ということなのですが、ここに1つ問題があるのです。ここは高さというのは、ここよりもここのはうが高いのです。そして、ここには下水道の本管が通っているのです。この緑の部分が下水道の本管なのですが。そこでこの航空写真からレベルをみると、ここが信号で、ここが与論島製糖のところからぐっと上がつていて海岸の護岸がこうなっています。ここが5メートル30センチメートルぐらいあって、下水道が2メートル40センチメートル、50センチメートルぐらいのところに本管が通っています。これ250ミリメートルの本管が通っているのですが、これの下を伏せ越しというのですが、下水道の本管の下から水路をつくつていかなくてはいけないということになります。そうすると、どのくらいの断面をつくったら、その水はカットできるかという計算なのですが、約横幅が2メートル、そして高さが1メートルほどのボックスカルバートをすれば、この間の90.5ミリメートルの水はクリアであるということになります。ちなみに、これがこの勾配でいくとどのくらいの勾配がとれるかというと、0.68%ぐらいしかとれないです、これでやっても。それで原則的に4.7メートルで、それで7.63立方メートルの水が毎秒通せるということになります。そういうことで、これについては、今度の9月議会に測量試験計画が出されていますので、その答えを待ちたいと思うのですが。

その2点目のところの避難路、ここは先ほど避難路ということを言いましたのは、地盤を上げてとかという考え方には適応できないので、特にこの間災害を被ったのは、この平田宗孝さん、それから奥のはうの柳田栄男さんの、そしてから福島さん、この3軒が一番ひどかったということなのです。もちろん各戸にアブガマ（小規模地下空洞）はあるのですが、これはもう圧倒的に道路よ

り下がっていますので、この方々を緊急的に避難させるというのも必要だと。高齢のおばあちゃん、じいちゃんがいます。ですから、この間の水は、ここからきているのです。ということは、ここからもうとにかく出られなかつたと。この間は昼だからまだよかつたのです。これが夜だったら、あるいは津波のときだったら、津波のときも、やはりこのウブインジュからくると想定する必要があるのです。海の水というのは、必ずこの水路から上がってきますから、水路から来たときにもAコード付近の広いところにまず流入して、そこからこの狭い低いところに必ず行くということを考えなくちゃいけない。だから、ここからこの後ろの上のほうに旧道が全部あるのですが、まずこれを確保する必要があるのではないかと。ここは町有地ですけれども、そういうことで、そういったことも対応しなくてはいけないなと思いますが。これは建設課でも農林サイドでもない、総務企画課の仕事かなと思って見ているのですが。ひとつ総務企画課としては、この方々を救出していかないといけないということで、大変今後のそういう災害はまた起こるかもしれない。90.5ミリメートルというのはまたあり得る数字ですから、そういうことで、ひとつ役場内で協力して話し合っていただきたいなど、このように思いますが、総務企画課長どうですか。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　ありがとうございます。この件に関しましては、以前旧道を通した避難路については、検討といいますか茶花自治公民館あるいは茶花の自主防災組織で検討をしてあったようです。いろいろ聞いてみると、現在、旧道につきましてはかなりの大木があります。またその周りにはモクマオウとかがかなり生えて、1つに砂の対策といいますか砂防対策という機能もまた果たしているような感じです。その周辺住民にいろいろ聞いて、そういう対策が避難路を設置できないかということでされたときに、住民からは、そういった砂の対策を一番今取ってほしいということで、待ってほしいというような状況を聞いています。そういったところで、旧道なので町の方針で今やれないこともないと思いますが、そういった住民の方々の意見もまたちょっと同意をいただいていかないといけないと思いまして、ちょっと時間がかかっているところです。

それで、今回その高齢者ということで、その避難対策はどうするかということで茶花自治防災組織でもかなりもんであります。それで茶花の場合は自主防災組織が、ほかの地域よりはしっかりしているところですが、特に高齢者、そういった移動弱者につきましては、早急に対応していくということで、現在のところは、そういう対応をしていくということでやっていますが、今後いろいろな避難路に関しては浸水もですが、いろいろな災害がありますので、かなり重要な避難路であると思

いますので、その辺はまたいろいろ検討して進めてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） やはり今おっしゃったようにモクマオウとか、そういうのがあって防砂対策、それから防風対策、そこら辺は十分に考えていかなくてはいけないということですが、この間の先ほど申しましたように、大体5ヘクタールに50センチメートルぐらいから60センチメートルぐらいの、こうすると、そのぐらいですから向こうの例えば柳田さんのところは、おそらく1メートルは超えてあるだろうということですよね、1メートルは完全に超えた可能性はあります。そうしますと、それほどその高いところもまで全部通り抜けする必要まではなくて、途中までもやはりシェルター的に避難ができるれば、そういう中から雨の中から遠いところに行くということは不可能ですし、そのボートをそこに漕いできても、ボートを引っ張る人がいないと駄目ですし、自主防災と言ってもやはり消防団みたいな、そういう力のある組織でないと、これはもう駄目で難しいと思いますから、そういう小規模の初期的な消火活動等については自主防災の役目になるのでしょうか、やはりこういった大水害対策になると、とてもではないが、これは消防団でないと対応できないだろうということもありまして、この初動態勢の大しさというのは一番大事なのですが、やはり自分の命を守るということをまずしてもらわないといけないので、町道あるいは旧道の管理というのは、これは与論町にあるのですが、できるだけ高いところに逃げられるような方策を、なるべく考えていただきたいと考えます。

それから、沈砂池の浸透工については、この間副町長にも話をしてありますが、これについては借上料とかが9月予算に出されているようですので、それはそれでひとつきれいに一応整理をして、なるべく岩盤が出るまで掘り下げていただいて、立派に機能が果たせられるようお願いしてまいりたいなと考えます。以上で、アップインジュについては終わります。

次に、小中学校における不登校対策ということなのですが、これは文部科学省が出しているこのデータがありまして、高校生は別としまして、小中の不登校が右肩上がりで伸びてきているのです。これはやはり原因はいろいろあるかと思うのですが、やはり媒体的にはSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）とかの関係も僕はあるのではないかと思います。ですから、これが教育問題としての何か障害があつてということではないかとは思うのですが、やはり今これに対しての国がまた全く新しい法律、あるいは見方というのを今打ち出しているのです。不登校児に対して、無理に学校に登校させようばかりではないですよと、そういったケアもまた新しい法律ができていますので、後ほどちょっと申してみたいと思うのですが。

どうですか、教育長、中学校の不登校等については、どのくらいデータとして今ありますか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） おっしゃるように、県も国もやはり不登校は大変大きな問題でして、与論町も中学生、結構やはりいるほうの部類に入ります。県の平均からするとそういう見方ですが、やはりかなり大きい位置を占めている状況です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） この一応これもこちらが出しているデータなのですが、やはり小学生も中学生もこういうふうなデータが出ているのです。やはりいじめを除く友人関係をめぐる問題、これが一番大きなウエイトを占めていまして、中学校では72.6%がそういう問題で、どうもそのSNSとの関係あるいは、その後のまた学校に行く関係、そういったのがこれにやはり影響が出ているのではないかと思います。中学校の場合、教職員、学校の先生方との関係が5%、あるいはまた家庭の問題が12%ぐらいということで、やはりこの友人関係が一番大きな問題があるということでございまして、先ほどの答弁の中でもソーシャルワーカーとか、いろいろカウンセラーの話もございましたが、やはりその根本となる部分がありまして、その子供さんだけをケアするという考え方だけでも駄目な物ですから、その心理的なところをクリアすればという問題もあるのですが、どうしても乗り越えられないところが、やはりその他人を変えていただくとか、自分だけでは何ともしがたいというところがございまして、そこら辺が非常にあるのではないかなと思います。

実は、私どもの議会だよりの中で、大田広報委員長が与論小の曾木校長先生をお願いして、「わたしもひとこと」というのが載っています。ちょっと紹介させてもらいたいと思いますが、「私を与論に呼んでいただいた理由の1つが、特別支援教育の経験を生かした学校経営を進めてほしいということでした。」ということで、これは、町岡教育長が、特に曾木校長先生に声をかけていただいたのか、語りかけたということだと思いますが、これは本当に感謝をしたいと思います。そういうことで、この校長先生がもう任期も少ないようですが、最後にこうすることをおっしゃっています。「多様な個性を持った全ての人々が一人の人間として尊重され、幸せに暮らせる共生社会の実現が今日の重要な課題の1つであると、与論島は誠（まこと）の島です。多様な個性を持つ全ての人々を理解できる人にやさしい島であってほしいと思います。私たちは共生社会の最先端を目指すという誇りを持って、日々の生活を送っていきたいものです。」こういうことで結びをされていますが、こういった教育、こういった思想が、今欠けているような気がするのです。ですから、この面と向かっては言えないのだけれども、この携帯とかスマホではラン

ダムに情報を相手に訴える、そういうふうに飛ばし過ぎるところもありまして、そこが非常に子供たちにとってはつらい、苦しい思いというのをされていますが、今、曾木校長先生がおっしゃっておられるような共生社会の実現、やはり互恵の精神です。相手を重んじるという非常にそういった精神をもっと学校教育の中でも現場の中で出していただくように。

そして、保護者の方々と教育長がもっと場を作っていただいて、そういうシンクタンクとかあるいは研究所の方々、講師の方々がいらっしゃるのですが、そういう方々と一緒に心を一つにして、それと保護者に寄り添う形で取り組んでいただきたいなと思います。教育長。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 全くそのとおりで大変ありがたい御指摘であります、逆にそのことを通じて学校ともう少し、この学校だけのせいではないですが、保護者とその相談員や学校とが、本当にその子一人一人のニーズに合った教育の現場であるかとか、家庭であるとか、そういうことを含めて、語り合える社会にということで努力をしたいと思っています。

そういう意味では、今年スクールソーシャルワーカーというのを毎日学校、家庭、そして保健センター、教育委員会を縦横無尽にいけるのがスクールソーシャルワーカーという制度なのです。教育相談員だけでなく、この制度を町でも費用を追加していただきまして、問題は、そのなり手になる専門性のある人がなかなかなくて、ずっと応募は続けているのですが、現在1人の方なのですが、今後そのように与論でも不登校が多いので、家庭に入り親と語り、そして先生方と語って、そして教育委員会ともつなぎ、保健センターにもその子に応じた形でケース会議を開くような、そういうシステムづくりのために鋭意活用できる人を集めたいと思っています。大変ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 今の教育長の御答弁は、あくまでもそういう方々にお世話をもらって、学校に帰すという趣旨の御答弁です。

それで、またちょっとここで角度を変えて御説明したいと思うのですが、実はそれでも学校には私は行かないというのがやはりあると思うのです。そうしますと御承知のように、この義務教育というのがありますね。これは日本国憲法の第26条の第2項に義務教育というのがあって、義務教育というのは、どういうのを義務教育といっているのかということなのですが、明治憲法によると、国民が教育勅語によって、国民が学問を修めるというのは一つの義務だったのです。兵隊に行くのももちろん義務だし、労働をするのも義務である。だけれども、今の憲法は、これが

またちょっと若干違ってきています。義務というのは子供が受けるのはあくまでも権利であると、学習の機会を得る権利を子供は持つのだが、この子供が勉強しなくてはいけないよというのを義務ではなくなっているのです。国民が子女に対して、保護する子供たちに対して教育をさせるという義務が義務教育であって、子供たちが勉強するのは義務ではないと、権利ではあるけれども義務ではないということと、今全く戦前の憲法と違ってきています。

そうしますと、2016年に新しい法律ができていますが、ちょっと読んでみます。「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」というのがあります。必ずしも学校に行かなくては駄目ですよということではなくなってきていているということなのです。第1条の目的なのですが、「この法律は教育基本法及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。」ということでありまして、第2条の第3項の中に、「不登校児童生徒相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。」これを定義しているのですが、そして4番目に、「教育機会の確保等不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいう。」ということです。そして基本理念の中で、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。」そして「不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。」国の責務、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」ということでございまして、その学校に帰すだけの手助けではなくて、学校に行かなければ、もうこれは悪なので、その保護者の精神的なプレッシャー、これはまた並々ならぬものがあるかと思うのですが、その学校に行かなくても行っても、これは教育をさせる、とにかく学習機会を与えるというのが国民全ての義務ですので、そこら辺の総体的な見解のもとに、この法律の趣旨をのっとっていただきまして、いわゆる自宅でも勉強できるような体制も総体的に検討していただいて、この義務教育に関しては、その

ように今後検討していただきたいなと思います。そのためにはどうしても基本方針、ガイドラインというのをまた作っていかなくてはならないので、この自治体の責務としてありますとおり、そのように努力するのも必要ではないかと思います。

それから、あわせてその点と、仮に小学校に行かなくて中学校に入った子もいるかと思うのですが、その中学校をその不登校によっていけなかつた場合がありますよね。そういう場合は、高校への進学、進路面的なことはどうなりますか、教育長。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今端的に、まず基本的に高校に中学校から不登校でいけない場合というのは、今はとても難しくて、フリースクールというところがあります。こういう部分をその子供の自主性とかを尊重しながら学べるようにというのをおっしゃったように、この教育機会というところの中でうたわれていますので、行政的には普段から、そういう子供たち一人一人にあわせて、どの部分がふさわしいのかというのを十分親と子と本人と学校が相談すべきだというようなことで提言をしています。

出席日数の問題につきまして、先ほど申し上げましたSSWの制度をしくことによつて、ここに行つたら、その出席日数に認められるというのが、奄美市などではお二人の方がいらっしゃって、不登校生徒がくれば出席日数扱いになる場所です。そういう制度にもつていけるかというところも、今後与論町も考えていかなければいけない。そのためのSSWの確保に努めなければいけないというのは実際に取り組んでいるところです。

高校進学については、どうしても今のところはフリースクール制度のところに行つてもらうというような形が、進路相談の中では取り組んでいます。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） ひとつ子供たちは勉強が嫌いで学校に来たくないということとはまた若干違うようですので、やはり対人関係がうまくいかないということでそういうこともありますので、あらゆる手立てをしていただきまして、この均等法がうまい具合に活用されまして、総体的なその学習の場が確保できて、またさらに進学ができるよう保護者とも一体になって、ひとつ教育長のほうでリーダーシップをとっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

その次に、若者定住化促進の一環ですが、促進事業対策の一環としての起業家への支援です。今、傍聴席に南海日日新聞の記者さんがお座りになつていらっしゃいますが、この南海日日新聞の8月末日の記事によりまして、東京一極集中を是正をするために、東京、千葉、埼玉、神奈川、こういった東京圏から地方への移住がさ

れた場合、起業者の場合は300万円を支給するという地方創生関連の予算が来年予算要求がされています。そこで国が50%、町が50%持つということで、国から総務企画課に来ているかと思うのですが、それから地元の会社に就職した場合が100万円ということで、起業家については300万円ということです。

それで、総務企画課を中心にしまして、空き家対策、空き家の改修、空き家の改造とかをこれまでやってきました。また商工観光課で水回り関係を今事業をされているようですが、こういうふうに国としても、いわゆる今の一極集中では、もうこれは無理があると。それから若者に対して、やはりこの地元に帰して、あるいはIターンをさせてこの地元の過疎対策、若者定住化促進対策に本当に頑張っていただきたいと、国も全力を挙げて今地方創生関連をしていますので、これをアンテナを張っていただいて、そういうのをホームページとかで発信していただいて、総務企画課長、積極的に若者あるいは助成、そういう意欲のある新規起業者を受け入れますよと。先ほど町長が住居の関係もということでおっしゃられましたが、こちら辺も総体的にバランスをとりながら、やはり金がまたかかるのですから、こちら辺をひとつ検討していただきたいなと思いますが、総務企画課長、その空き家対策はどうなっていますか。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　空き家対策事業につきましては、地方創生事業でいろいろアンケート調査をとりまして、要綱を設置しまして、そういう空き家をリフォームして生かすことができないかということで検討しましたが、なかなか対象要件がいっぱいありましたので、そういう対象要件をクリアする内容自体のハードルがちょっと高かったかもしれません、要望としては2件ありました。実際実施したのが1件ということでした。今後また人口の問題とかいろいろありますので、その要綱自体をもっと緩和していく。例えばですが、移住者もですが、例えばUターン者に対してとか、自分の縁故者といった方々にも補助金が付けるように、もっとゆるくしてやっていかないと、かなりハードルが今高い状態では厳しいと思いますので、その辺はまた検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君）　5番。

○5番（高田豊繁君）　やはり、いつもその補助基準、助成金の基準のハードルがネックになっているという例がよくあります。そういうことで、そこら辺をそのハードルもですが、もっと工夫をしていただいて、こうすればこうなるよということで、必ず基準はクリアできるのではないかと思いますので、やはり行政が手伝ってというところで、手を差し伸べてやはり知恵を付けさせてこういった予算も取りながら、なるべく1人でも2人でも、この地元に呼べる体制というのをしていかない

と、これ日々の地道な活動、その政策がこの5,200人という、これをまたさらに上に伸ばすためには、特に若者を多く入れなくてはいけないと。

おととい、敬老の日がありまして、私もみんな酒をいっぱい飲んだのですが、もう非常に与論は敬老の対象者が多くて、三十四、五%という状態ですから、これは先行き大変危ないです。ですから、こういう施策を重点的にやっていかないといけない。高齢者はどうでもいいと言っているのではないです。高齢者はもちろん安全安心、何回も言っているのですが交通弱者対策、こういうものを考えながら、やはり若者を茶花の通りでもいい、とにかく立長、古里でもいいけど、とにかくそういう起業家をもっと育てられるような政策をぜひお願いしたいと思いますので、町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。本当に若者が定住して来ていただいて、仕事をしてくれることは大変ありがたいと思います。そういうふうなことで、中学校、高校でも何か地元のIターン者を呼んで、そういうこれからの中進路指導をしたり、あるいは地元で起業している方を呼んで、いろいろな講演をしてもらって、子供たちにもそういう与論町に帰って来られるような、そういう意欲をつくるような、そういう教育を進めているというようなことが、高校の校長先生との話の中で出てきました。やはりそういうふうなことに対して我々も後押しをしていく、そしてやはり何と言っても先ほどから申しますように、住めるところ住むところを何とか確保してまいりたいなと思うところです。よろしくお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 学校の校長先生あたりは、いつも「島立ちの教育」とはよくおっしゃるのです。島立ちの教育を確かに、その心構えをするのは必要なですが、例えば沖島総務企画課長が町長代理として、那間小の卒業式で祝辞を大分されたのですが、島立ちだけでは駄目です、島立ちをしてから必ず帰って来いと、必ず帰ってきて与論に根を張るようにということをおっしゃっているのです、彼は。それで、そのためには今町長がおっしゃったような空き家の問題も、それからそういう仕事の問題も、やはりそういうふうに君たちが帰ってきたら、仕事、助成、フォローアップはこうしてやるのだよ、町が。ということの体制づくりをしておかないと、ただ帰ってこい帰ってこい、親と一緒に農業しようと、これだけではやはり駄目です、これからは若者はですね。

今は、もうインターネットの時代ですから、いろいろな情報をまた子供たちは持っているのですから、そういったように世の中のこの多様性を非常に認識しながら、ひとつ子供たちが帰ってきて仕事ができるように、そういう島づくりをしてい

ただきたいと思います。

そういうことで、時間が来ていますので、一般質問を終わらせてもらいます。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 5番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

次は、6番、町俊策君の発言を許します。6番。

○6番（町 俊策君） 6番、2件ほど質問をさせていただきたいと思います。

1 町職員の新規採用枠について

(1) 親の高齢化による「家」の跡継ぎ対策や少子化対策の一環として、未就学児や就学児のいる家族がUターンして定住できるよう、子育て世帯に限定した町職員の新規採用枠を設ける考えはないか。

2 町職員の研修・指導体制について

(1) 近年、多くのベテラン職員が退職したことに伴い、新人職員や昇任者が増えたことや、在職10年以内の職員が全職員の半数を占めていることなどから、若手職員の行政事務能力の低下が懸念されているが、それぞれの階級に応じた教育研修や指導は実施されているか。

以上2件について質問します。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 職員の新規採用枠についての御質問です。

職員の新規採用については、「与論町職員の任用に関する規則」に基づき実施しているところです。最近の募集状況としては、一般行政職枠として一般職・専門職・保育士等、医療職枠として保健師、その他民間企業経験者枠を設定し実施しているところです。

御提案の子育て世帯に限定した新規採用枠については、少子化対策や跡継ぎ対策、持続可能な島づくりの点においても大変重要であると考えます。

職員採用においては、応募者に広く門戸を開くことや適性と能力に関する合理的基準とした公正な採用選考が求められていることから、このことも踏まえながら設定枠の検討を行っていきたいと存じます。

次に、職員の研修体制、指導体制についてです。

現在、役場職員の研修としては、新規採用職員研修、職場研修、管理職研修、専門研修、派遣研修などを実施しています。また、実務担当者を対象とする県主催等の担当者説明会や研修会・講習会などにも参加し研修を行っているところです。

それぞれの階級に応じた教育研修については、特に中堅職員等の研修機会が不足していると考えますので、専門職員等の講師招聘や職場内研修、県研修センターが実施する各種研修など研修機会を増やし、職員の資質向上や事務遂行能力の向上に

努めてまいりたいと存じます。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） 改めて質問をさせていただきます。

町の広報により募集の内容とか募集についての詳細につきましては、何回もそういう親御さんからの質問に答えてはおりましたが、それでもなお質問されてきますので、もう少し深く考えなければいけないなということで、こういう質問になったのです。

一つには、やはり社会人になってからある程度の年数が経ったと。試験を受ける、その試験というものに非常に抵抗感があるというようなことです。それから、試験でも方法はいろいろあるので、名前を書くだけでも試験だし、履歴書を目の前で書かせることも試験だろうし、その内容によって判断、その人の能力等を判断できることはできると思うのですが、それよりも何よりも大切なのは、普通人であるならばできれば採用していただいて、島に帰していただくことによって、その一つには一般社会経験という、その経験値が役場内に新しい風を入れられるのではないかだろうかと。また新しいそういうことも役場現職員が学ぶことも大切なではないだろうか。

それから、子供連れというのが条件なのですが、これはどうしてもだんだん減っていくことは間違いないです。これを緊急的に、これ一つとっても重要なことではないだろうかという気がいたします。緊急的なこととして子供を育てている人たちが、ウヤムチグアー（跡取り）として帰ってくる。そういうことでも必要ではないかと。それから、その方々はゆくゆくは家業を継ぐわけで、そうなった場合には、やはり退職金という、そういったものの軽減化も図れるのではないかだろうか。それから子供が帰ってくることによって、親の医療費が軽減化されるのではないかだろうか。というのは、自分たちだけ住んでいますと、とにかく不安です。少しでも悪いところがあるとすぐ医者に行くのです。すぐ薬をもらいに行くのですが、そういったことからも、この医療費の問題にも関わってくるのではないかかなという気がいたします。

もうもう詰めて、いろいろと考えてみると、ある程度の通常の社会人である人ならば、受け入れてもいいのではないだろうかと。また条件によっては、その家庭の環境によっては、今すぐは生活経済面で不安があるので、当分の間臨時職員でもいいからという人もいらっしゃるのではないかかなという気がいたします。とにかく門戸を広げていただいて、もう今となっては子連れの家族が帰ってこれるようにしていくほかに手立てがないのではないかとそういう気がいたしますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それから続けて2番目の質問ですが、ここに先ほどからずっと高田議員とか毎回のことなのですが、役場OBの方が役場部内のいろいろな業務内容についての質問が続いておるようなのですが、御指摘のとおり、やはりそういうことがあるのであれば、今定年退職者の延長はありますが、その方々をお願いして、部内のそういう一般的な教育と同時に、一つの詳細なことについての指導・教育する立場にいらっしゃるのではないかと思いますので、特化してこういう方々をそういう席につけてはどうだろうかという気がいたします。毎回のこの議会の中で、現役場体制に対する質問が多いので、何とかそれは払拭すべきではないだろうかと、そういう気がいたしますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。町長お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。

大変すばらしいアイデアをいただきました。本当にこう役場を長年勤められて退職された、その役場に勤めていた長年の経験を基にして後輩を指導していただくというようなこと、特別な研修の機会を設けることも考えていかなければならないと思いますが、普段からもぜひ役場においていただいて、いろいろな御指導をまたお願いできればありがたいなと思います。

ほかにもすばらしい方々が、今与論の60歳以上の方々がいますので、何とかお願いできればありがたいなと思うところです。

また、ついでに申し上げますと、私たち将来を見据えて、10年後20年後、この与論町の役場で活躍する人材を育てたいということで、昨年度から県や出先から募集する事務員に加えて、民間企業にも職員を研修派遣をしています。そういうことも続けながら、本当に、これからとの与論の島を支えていくためには、どういうところにどんな研修をさせればいいのかなというところもみんなで検討しながら、こういうことも進めてまいりたいなと思っているところです。以上です。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 6番、町俊策君の一般質問を終わります。

次は、4番、林敏治君の発言を許します。4番。

○4番（林 敏治君） それでは一般質問を行います。

1 堆肥センターの循環処理対策について

- (1) 本町では、生産牛飼養頭数の増加により、牛ふんを堆肥化する堆肥センターの堆肥が余剰となり、牛ふんを受け入れできない状況となっているが、どのように認識し、今後具体的な対策をどう講じていく考えであるか。

2 通信環境の整備について

- (1) 町内の空港、港の待合所、図書館などの公共施設に光ファイバー網を活用したワイファイフリースポットの設置を以前から求める声があるが、具体的な対策をどう講じていく考えであるか。

3 魅力ある観光地づくり

- (1) 本町が魅力ある観光地であるためには、パナウル王国のマスコットキャラクターを募集・製作して、イベントや各種観光キャンペーンにおいて活用し、地域おこしなど観光地としてのイメージアップを図る必要があると痛感されるが、心機一転、積極的に取り組む考えはないか。

お伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えを申し上げます。堆肥センターの循環処理対策についてです。

堆肥センターは、平成17年度に操業開始していますが、飼養農家347戸のうち95戸の利用申し込みを受け、当時としては大規模なセンター建設をしておりました。現在は279戸の飼養農家のうち219戸の利用となり、約2.7倍の利用増となっています。

また、堆肥製造には原料の水分率を落とさなければ発酵が始まらないことから、受け入れ時の質により時間がかかり、堆肥置き場が足りない状況もあり、先ほどの沖野議員の答弁でも申し上げましたとおり、安価で利用しやすい中熟堆肥も含め利用者のニーズに適した使いやすい堆肥の生産にも努めています。

さらに飼養農家や関係機関と協議しながら原料の水分含有率低下に向けた取り組みも検討し、あわせて高圧空気を堆肥原料に送風するエアレーションの技術等も検討しながら良質な堆肥製造に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、通信環境の整備についてです。

本町が現在保有している光ファイバー網については、NTTと本町との間でIRU契約（破棄し得ない線路設備の使用権契約）が締結されており、平成32年3月31日までの10年間の使用契約となっています。その後の使用権については、双方で協議することとなっています。現契約を更新する場合、契約内容によってはネットワーク構成に係るシステムの変更等が生じるため、コスト面やシステム移行の円滑化等を考慮し、平成32年度以降に公共施設における公衆ワイファイの設置を検討してまいりたいと存じます。

次に魅力ある観光地づくりについてです。

全国自治体の約8割が作製し、「くまモン」「ふなっしー」などをはじめとしたマ

スコットキャラクターがイメージアップに一役買っていますが、民間も入れるとキャラクターが乱立した状態にあり、キャラクターによる地域おこしで成功を収めることが難しく、知名度の向上に苦慮している現状があります。

また、キャラクターを製作運用するにあたりデザイン性は重要であり、公募はイメージが合わなかった場合のデメリットもあること、さらに着ぐるみを作る場合は製作コストに維持コスト、利用率、運用する上での職員の負担などの問題も考慮しなければなりません。そのため行政主導は難しいと考えていますが、住民に愛されたキャラを活用していくことについては、地域活動を主体とした利用について商工会・観光協会などと協議・喚起し検討してまいりたいと考えます。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 追加質問をいたしますが、先ほどの沖野議員の質問と私の質問は、これは全く違います。答が、何かこの答弁がちょっと一緒に答弁でありまして、私の質問はその製造過程を既に堆肥化した、例えば「ゆがふう」とか、そういった堆肥化したのが堆肥センターに余っているのです。いっぱいあるのです。なぜそれが余剰となっているかということを私はお聞きしたい。そして、それをどう処分していくかということを本当は私は質問しているところですが、まず、その畜産農家の牛ふんを回収してから、堆肥を製造して畜産農家に配布したい。それからまた販売をしていると思うのです。では、なぜその堆肥が余っているのか、余剰になっているか、そこをお聞きしたい。また、どこに要因があるのか原因があるのか、産業振興課長お伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 大変失礼いたしました。

私どもで今把握している事業が、奄美市さとうきび振興対策協議会に平成29年度も平成30年度も今継続中でやっていますが、平成29年度には約200トン近くの中熟堆肥と完熟堆肥の販売をしています。またほかに平成30年度になって8月末に今のところ180トンの中熟堆肥を向こうの堆肥製造に、これはさとうきびの単収がものすごく悪いというような結果も受けまして、与論町から少しでも堆肥を分けてくれないかという鹿児島県との協力によりまして、今こういった事業も推し進めています。今堆肥センターの肥料が大変余っているような感じにも見受けられますが、完熟堆肥としては、そんなに余っている状況はなく、今、順次、那間北地区、那間南地区、第二真正地区、叶地区の補助事業でもって年間を通して土層改良事業への補給もやりながら、今、順次的に進めています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） ただいまの答弁について、奄美市の笠利町、平成30年度の地

域振興推進事業というのがあるのです、今おっしゃったとおりなのです。その中で余った堆肥を奄美市が運賃の補助なり、それからいろいろなそういうのをこの事業でやるということを私は聞いています。そういうことで、その奄美振興結いの島農業モデル事業を活用するということも私も知っているのです。ところで私が言いたいのは、その当然島外にも販売する必要があります。ところが大規模農家の方が、私はいろいろ意見を聞くのです。そのときに、自分の牛小屋から回収して持っていたこの堆肥を、一旦もちろんそこで搅拌して、すばらしい堆肥にして、それをまた牛農家に返却というか、返すというようなシステムをされていると思うのです。ところが、その大規模農家はもう要らないと、要らないというか堆肥を使用するところがないということで、ずっと取らないで、そのままになっているという状況なのです。ということは、そこの堆肥センターは全部積み上げているのです、ずっと取るまで、その農家が。そうなった場合、その農家は要らないと言います。では、その堆肥はどういうふうに処理していくかということを私は考えているのです。どうですか、そういったことは考えていませんか。何かどういった処理をしていくかということは考えたことはありませんか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） はい、お答えいたしたいと思います。

先般の和牛改良組合の総会時のときも、農家の皆様方にも、できるだけ中熟堆肥なり堆肥センターの堆肥を使った飼料作物づくりをお願いしていますし、大規模農家の方々の声といたしましても、そういう声を発していたことに大変私的にうれしく思って聞いているところでございました。以上をいろいろ考えた場合に、やはり与論町のさとうきびの単収向上、または飼料作物等の単収向上にも堆肥センターの堆肥をどしどし使っていただきたいと考えていますので、今後ともよろしく御協力をお願いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 私は取らない農家を、取る方もいらっしゃるでしょうが、取らない農家という人もいらっしゃいます。そうしたときには、その期限を設けて例えば1年間、1年で取らなければ、私たちはそれを例えば島外なり、あるいはまた販売なりしますよといった、そういうシステムも私は必要だと思うのですが、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 非常にありがたい意見ありがとうございます。

この件につきましては、堆肥センターの運営委員会がございます。その運営委員会の協議にまずは諮って、どういったことをしていこうかというのを検討してまい

りたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） やはり堆肥センターは、運営状況が大変厳しいと私は聞いています、どうか今後スピード感を持ってひとつ対応していただきたい。そういうふうに要望いたします。

次に、通信の環境の整備についてです。これは以前からいろいろと一般質問でもありましたが、魅力ある観光地づくりを進めていくためには、やはり観光客や島民の利便性の向上や、災害時の通信環境の確保などに取り組んでいかなければいけないと私はそう思っています。そこで、現在公共施設にワイファイフリースポットの設置をしているところがあると思うのですが、どこにありますか。どこどこに設置してありますか、町長お伺いします。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えします。公共施設につきましては、現在は砂美地来館、そして公民館、そして観光協会が公衆ワイファイが設置されています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） そこで設置したメリットはどうでしょうか。ちょっとその状況を教えてください。

○議長（福地元一郎君） 朝岡生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（朝岡芳正君） すみません、私は砂美地来館だけお答えさせていただきます。中学生、高校生が今は携帯電話を持っておりまして、ショッピングいろいろな情報を取りながら、例えばいろいろな勉強の途中で部活をしながら、勉強の情報、お互い宿題の情報をやり取りしたりとかをワイファイを使ってやっているみたいですが、あと一般的何か行事があるときに、ちょっと弱いねというような話は聞いたことはありますが、結構利用しようという方は多いように受け取っています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 子供たちも聞くところによると、寄り集まって何か一生懸命メールしたり、いろいろとやっているという姿は私も見ています。特に観光協会などには、子供たちが集まったり、いろいろな観光客も集まってやっています。ちょっと悪いデメリットもあるかもしれませんけれども、やはり将来的に考えますと設置していく必要があるのではないかと思っています。やはり島の玄関口である空港、あるいは、また港の待合所には、ぜひ私は設置が必要ではないかと思っていますが、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） その観光客、それから町民の利便性を考えたときに、やはり集まるところ、今御指摘の空港とか港の待合所とかいうのは本当に必要なところだなと考えます。今携帯が非常に普及しております、携帯を使っていろいろな通信も考えてされているようですので、その付近との絡みも考えながら、どれくらいの利用者があるのかということも考えながら、できるだけ設置の方向で考えてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） できるだけやはり観光客あるいはいろいろな方々の利用しやすいように、やはり設置が私は今後求められると思っています。どうかひとつよろしくお願いをいたしたい。

次に、魅力ある観光地づくりということですが、これは私は再三日頃から商工観光課長にはいつも言っているのですが、昨年は19年ぶりにその観光客入込数が7万2000人を突破したということで、主な要因としては百合ヶ浜を代表に島の絶景が、テレビや雑誌等などで多く取り上げられてきて、SNSにはやはり情報発信や口コミの影響があり、台風の影響もあまりなかったということで、観光客が増えているということを聞いています。私が今回なぜ、このパナウル王国にこだわった理由があります。それは、やはり昭和58年に山市郎元町長時代にパナウル王国建国を宣言しています。そして平成14年3月には、与論町観光総合計画パナウル王国の環境憲法が策定されて、町民や観光客が島の雰囲気を楽しめるような花木を増やし、サンゴを守らなければいけないというのを打ち出しています。

そういうことで、今回パナウル王国というのに私はこだわって、この質問をさせていただきましたが。確かにマスコットキャラクターというのは、今の観光客が増えていく以上に、私はその土地のイメージアップや、そのマスコットキャラクターの一つのイメージをもちろんアップしながら、その地元をアピールし、売り込んでいくというものだと思うのです。それをいかに、この観光客や島外に発信していくかということで、やはり私は必要ではないかと思います。そういうことで、いろいろ答弁の中にはあまり期待はできないなと思って、私は今思っているのですが。いかがですか、町長。その辺は、どう思われていますか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） このマスコットキャラクターのことと、パナウル王国をイメージしたそういうふうなキャラクターが必要だということで大変感謝申し上げます。

商工会や観光協会等ともタイアップしながら島の行事のときにメインになって盛り上げていくようなキャラクターが必要だなど、あればありがたいなと思う気持ちで、今与論町ではかりゆしの像とか、あるいはいろいろな対外に持っていくときに

朝伊奈の面とかを活用したりというふうなことも聞いています。そういうことと絡めながら、地元でパナウルの広告のPRをするためのキャラクターも必要かなと思ったりもしますので、今後関係する方々と協議をしてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 与論町の行事で、パナウル王国というそういった名を付けている行事はどのぐらいありますか、教育長。行事ですよ、行事。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） すみません、思い出す分だけ。さっきおっしゃったパナウル王国もありますし、子供たちの青年の夢を実現させる体験のために、パナウル少年の船というのもあります。あとはグラウンドゴルフに使われるのですかね、パナウルグラウンドゴルフですかね。今のところそれぐらいしか思いつかないです、すみません。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 一番肝心なのを忘れていました。パナウル健康ウォークというのが、今から大会があります。私が、なぜそう申しますと、やはりパナウル王国杯、あるいはパナウル王国というものをせっかく設立したのですから、昭和58年度に。これを何とか継続していただいて、これを全国にPRすることが私は必要ではないかと思っているのです。ただ名前だけあって何もしないではいけないのかなと思いまして。そういうことも売り込んでいくということで、やはり知名度アップ、あるいはいろいろな今後のことを考えると、やはりそれは必要ではないかと私はいつも考えています。ぜひ今後また東京オリンピックもやってきます。その時にもまたマスコットキャラクターが、それももう決まって今一生懸命取り組んでいるようですので、我々この与論も、少しはそれもやはり今後負けないように考えていく必要があるという私はそういう気持ちで今考えています。最後に、商工観光課長の意見を求めます。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） ありがとうございます。

林議員からは、前回から何度もそのイメージキャラクターのことについて御要望がありました。確かに、私も観光地としてのイメージとしては、やはり必要ではないかと考えてはいます。また知名度が上がれば、観光というのか、それから物産等を広く知ってもらえることとは、もう本当に考えていますので、パナウル王国という名にふさわしいキャラクターができれば、本町に非常に大変いいことだと思います。今後ともまた観光協会とかいろいろな地域の方々とも話を深めながら、すばらしいキャラクターができるようにまた検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） ゼひパナウル王国を宣言している私ども与論島ですので、ゼひできれば前向きに積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、ゼひお願ひします。以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） 4番、林敏治君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食のため、午後は1時30分から開会します。それまでに御参集ください。

-----○-----

休憩 午前1時50分

再開 午後 1時27分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、3番、川村武俊君の発言を許します。3番。

○3番（川村武俊君） お疲れさまです。日本共産党の川村武俊です。

2018年第3回定例会において、先般の通告に基づき質問をいたします。

1 AEDの設置について

- (1) 救命に必要なAEDの公共施設における設置状況はどうなっているか。
また、施設管理者は、AEDの取り扱い等救命講習を実施しているか。

2 公共施設の安全性について

- (1) 公共施設の耐震診断の状況はどうなっているか。また、診断において耐震化の必要がある施設の安全対策は講じられているか。
(2) 大阪北部地震で高槻市のプール脇のブロック塀が倒壊し、小学4年生の女児が下敷きになり、亡くなるという痛ましい事故が発生した。文部科学省は、全国のこども園や学校などにあるブロック塀の安全点検と対策を要請しており、国土交通省も注意を喚起している。本町のこども園、小中学校のブロック塀の安全点検と対策は講じられているか。

3 敬老年金について

- (1) 90歳以上の高齢者に敬老年金（1万8000円）が支給され喜ばれて
いる。この支給年金を75歳に引き下げる考えはないか。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、川村議員の質問にお答え申し上げます。

まず最初に、AEDの設置についてです。公共施設のAEDの設置については、スポーツ施設、各小中学校、各こども園、防災センター、中央公民館、福祉セン

ター、役場出先機関など主要施設に21台が設置されています。

AEDの取り扱い等救命講習については、各施設管理者において与論分遣所の御協力により定期的に実施していますが、一部には講習等が実施できていないところもあります。与論分遣所においては、月に1回、定期的に普通救命講習を実施しており、要請があればいつでも日程調整の上、対応できるとのことです。各施設の全職員が緊急時に対応できるよう救命講習の受講などを推進してまいりたいと存じます。

次2番目に、公共施設の安全性についてです。

旧耐震基準により建設された瀬良座住宅、辻宮住宅について耐震診断を実施しています。その結果、補強が必要な辻宮住宅3号棟につきましては、現在改修事業とあわせて補強工事を行っているところです。また、簡易平屋建て住宅につきましては、耐震診断を実施しておりませんが、長寿命化計画策定に基づき建て替えを計画してまいります。

与論こども園の旧幼稚園舎部分が昭和51年建築で、茶花こども園が昭和53年度建築となっており、いずれも建築基準法の耐震基準改正がなされた昭和56年以前の建築となっていることから、今年度耐震診断を実施する予定です。

耐震診断の結果をもとに、今後統廃合等も見据えた将来ビジョンを検討してまいりたいと思います。

次に、ブロック塀の安全点検等です。

平成30年7月6日付けで県から「保育所等におけるブロック塀等の安全点検等状況調査」があり、町民福祉課の担当者と建設課職員において町内各こども園に設置されているブロック塀の全長と外観に基づく点検を行っています。

結果としましては、国の示した要件にある控え壁について、全こども園で設置がされておらず改善が必要となっています。

対策としましては、改善が必要なブロック塀に対して、文部科学省が示している応急措置を行い、ブロック塀周辺を立入禁止にするとともに、塀の改修もしくは設置替えを検討していく考えです。

次に、敬老年金についてです。

本町に居住する高齢者の長寿を祝福するとともに敬老の意を表するため、満90歳以上の方に対し、月1,500円で年額1万8000円の敬老年金を支給しています。

平成28年度の実績として347万1500円、平成29年度実績として361万2000円の支給を行っていますが、実施している行政サービスの有益性を認めていただき町民に喜ばれていることは、行政としてもやりがいを感じるところで

す。

御要望のあります支給年齢対象を75歳に引き下げることにつきましては、試算しましたところ、現在90歳以上が約220人ほどに対し、75歳以上となりますと約970人弱となり、それを年間支給額に換算すると毎年1700万円以上の町単事業予算が必要となります。

今後、大型事業が想定されている中において、これ以上の支給対象幅を広げることは、財政状況を鑑みた場合ハードルが高いものと考えます。

また、敬老年金のみならず今後とも高齢者福祉施策の充実について、検討してまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 公共施設の安全性についてから追加をいたします。

学校施設については、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難場所になるなど、極めて重要な役割を担っています。

小中学校の施設においては、耐震診断の対象となる昭和56年以前の旧耐震基準で建築された校舎等のうち2階建て以上、または延べ床面積200平方メートル超の非木造建物9棟について、平成24年度に耐震診断を実施いたしました、その結果、耐震補強が必要となった建物7棟（与論小1棟、茶花小3棟、那間小2棟、与論中1棟）について、平成25年度に耐震補強工事計画を策定し、平成26年度に耐震補強工事を実施いたしました。

また、社会教育施設については、中央公民館の老朽化が進んでおり、現在、危険箇所への応急対応として立ち入らないよう対策をとっています、今後、建て替えも視野に入れ検討してまいりたいと思います。

次に、公共施設の安全性についてのブロック塀に関する追加です。

この度の大坂北部地震でお亡くなりになられた女子児童に対し、心から御冥福をお祈りいたします。

まず、「安全点検」についてですが、国からの通知を受け、町立小中学校について建設課の協力のもと、緊急に調査を行った結果、与論小を除く3校において建築基準法に適合しないブロック塀や、劣化や損傷が生じているブロック塀があることを確認いたしました。

次に「安全対策」についてですが、今回の安全点検の結果に基づいて、児童生徒等の安全確保の視点から危険性の高いものを優先に、順次、改善策を取ってまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） AEDの設置についてなのですが、私が一番お聞きしたいのは、指定管理をしている建物があると思うのですが、こういった中でAEDが設置されているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。与論町内にAEDが設置されているところ、全部で公共施設、それから民間合わせまして32カ所ということです。公共施設につきましては答弁にもございますが、21台が設置されている状況です。その中に指定管理されていますB&Gプール、B&G艇庫、砂美地来館、それから中央公民館が設置されています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） このまづ私が申し上げたいのは、この指定管理をされているその管理者がこのAEDを使いこなしきれるか、また講習を受けているかということを町民の方も心配をされていますが、そのあたりはどうなのですか。例えば、町としても指定管理をされているその管理者に対して、AEDの取り扱いの講習とか、そういったことを受けるようにという指示とか、そういったのは出されていないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 各施設に聞きとりをしました。指定管理されているスポーツクラブ等につきましては、定期的に全職員が受講されているということです。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 確かサザンクロスセンターには設置されていないと思いますが、いかがでしょうか。ちょうど観光名所になっていますので、そのあたりを設置されるようにという町民からの要望とか、そういったものが出ているのですが、今後設置をされる考えはないかお聞きをしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） すみません、ちょっと定かでないので大至急確認をいたします。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 多分、設置をされていないと思います。先ほど沖野議員からもありましたように、高知県では全職員がこういった災害のためにこういった受講をしているという、新聞の記事にも載っておりまして。例えば、骨折した手足の固定や人工呼吸、そしてAEDの使い方など、こういったのは受講されています。できれば全職員がそんなに時間を取りませんので、そういったのはやはり定期的にする

必要があると思いますが、副町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ただいまの新聞の記事につきましては、2、3日前の南海日日新聞にも載っておりまして、大変今後の防災対策には必要なことだなと考えています。ただ、AEDとか人工呼吸もなのですが、新庁舎が建設されるのに伴って、消防車も役場の裏のほうに車庫を構えていきますので、そういうたった操法についても防災担当の職員と協議をしながら、消防団員の方を含めて防災意識の高揚については進めてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） これも新聞の記事に載っていたのですが、「日本で一番行きたいところはどこですか」というのに、与論の百合ヶ浜が1位ということで大変喜んでいるところですが、こういったところにもログハウスとかございますので、そういうたったAEDの設置というのをやはりしたほうがいいのではないかというふうに、そういうたった指摘もございますが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今回の9月補正予算の中にも計上していますが、百合ヶ浜のグラスボート発着場のところ、それからシーマンズのところ、そして与論港の待合所について3台を計上させていただいている。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） よろしくお願ひします。

続きまして、公共施設の安全性についてお聞きをしたいと思います。まず、辻宮住宅も改修されて、大変喜ばれているところです。建て替えたぐらい立派な住宅になっていますので、喜んでいるところです。

あと与論こども園、そして茶花こども園、こちらももちろん統廃合を含めて計画をされていると思いますが、この統廃合の実施についてはどういう計画をされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） ただいまございましたこども園の統廃合につきまして、策定委員会を前回、前年度の平成29年度に立ち上げまして、今回今年の第2回を開く予定をしていますが、そういうたった中で方向性として1園体制ということを含めながら、方向性を決めていかなければいけないと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） では、統廃合で進めていくということなのですが、これは現在あるその施設というのを利用するのか、また新しく建て替えるのかどうかをお聞き

したいと思います。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） 今こちらにございますとおり、茶花こども園につきましては、後でつくりました木造の建物以外はコンクリートのところは、もう昭和53年建築ということで、ちょっと厳しいのかなと思っていまして、あと与論こども園につきましては、古い小学校の頃の幼稚園で使っていた部分が特に古いものですから、その後新しくつくった部分は大丈夫なのですが、そういったこともありまして統一していくということになると、統合するとなるとやはり新しい園舎が必要となってくるものと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） この統廃合するときに、例えば2こども園なのか、それとも3こども園を統合するのかどうか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） 今年度の策定委員会は、今から聞くものですから、まだここではつきりとしたことは申し上げられませんが、町としては現状、民間のハレルヤこども園も規模が大きくなる可能性もあるものですから、そういったことも含めまして1園といった方向が望ましいのではないかと思っているところです。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） はい、分かりました。この中央公民館の老朽化が進んで、ちょっと危ないということなのですが、建て替える計画があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 朝岡生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（朝岡芳正君） 現在のところは建て替えという具体的な計画は出ていないのですが、検査してもし老朽化が進んでいる場合でしたら、そもそも考えて建て替えも考えていかなければいけないと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 私は、できれば代用できるところがあれば、この中央公民館は壊して代用していくという形も、そういったこともできれば、そういった方向でもっていったほうが予算的にもいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。これは町長にお聞きします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 中央公民館につきましては、結婚式等で利用しますと老朽化が進んでいるなど、また前の調理場等も、本当に早く建て替えなければいけないなと思っていますところですが。予算の関係もございますので順次検討して、建て替える

方向で進んでまいりたいなとは思っています。その前に給食センター等いろいろありますので、順番がどうなるか分かりませんが、そういうふうなところです。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） はい、分かりました。順次本当に危険な老朽化した建物であれば、それなりに建て替えるとか、またほかのところへ、それを移転するとかそういう形を取っていただければ一番ありがたいなと思います。これも予算と見合わせながら進めなければいけないことでしょうが、なるべく町民の安心安全、こういうことへ基本的に予算を進めていただきたいと思います。

次に移ります。次の公共施設の安全性についてのブロック塀についてなのですが、私はもうてっきりああいった新聞やテレビ等で取り上げられているので、もう全部学校とか動いているのかなと思ったのですが、こういった結果で新聞にも公共施設の部分がまだ残っているという対応されていないという部分が今載っていましたので、ちょっとびっくりしたのですが。例えば、新しくブロック塀を設置するのではなくて、フェンスの形でしているところもあるのです。そうしたら予算的にも少なくて済みますし、そういう方向性というのはどうなのですか。鹿児島県下では、そういう形で進めているところがあるのですか。いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 私も各こども園を回ったり、あるいは小学校のところを見たりしているところですが、本当に早急に改善策を講じなければいけないなということを考えています。おっしゃるようにブロック塀のところを、もう一度ブロック塀というのではなくて、フェンスにしたり、あるいはまた中に鉄筋が入ったりしているところがございましたら、またその補助の控え壁をつくったりという方向で対処をしてまいりたいと思っているところです。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 何か問題が起きる前に、なるべく早めに国からも通達が入っているのですから、進めていただきたいなと思います。これも、いろいろと今予算がございますから、その中でできる安全性をもって進めていただければ一番ありがたいなと思います。

次に移ります。敬老年金についてですが、私はゴールデンウィークのときに曾於市の市長とお会いすることがあって、その中でいろいろと市長にお聞きしたのですが、やはり75歳から額的には少なくとも、そういうのを出すと本当に喜ばれる、こういった施策というのをとったらどうですかというふうな、そういうアドバイスを頂いたのですが、75歳以上になると約970人弱ですが、これから増えるとして約1,000人。今支給されている額が、平成29年度が360万円

ちょっとなっていますが、額を減らしても 75 歳から支給という形を取れば、私は 3,000 円でも 5,000 円でもいいと思うのですよ。そういった形で進めれば同じ額でみんなに回ると私は思っているのですが、90 歳となりますと、もう支給される方が決まっていますよね、大体もう枠が狭くなってくるので。これはパイを大きくして予算を少し上げるという形でできないかと、私はこれを質問に上げたのですが、いかがでしょうか、副町長。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） この福祉の問題につきましては、いろいろな助成金とかを今やっていますが、せんだって、この 1 年ぐらいの議会の中では、また交通弱者のタクシーの無料券の問題とか、いろいろ要望も出ておりましたので、その辺を来年度あたりから計画もしています。

そういう中で一気に 75 歳まで年齢を引き下げるということは、あと 2、3 年もしますと完全に団塊の世代の方々が、日本全国なのですが増えてきます。そうしますと一気に何でもかんでも助成という形に、それは 1 円でも 2 円でもタダでもらえる部分は、本当にありがたいとは思うのですが、人口も今だんだんだんだん減っている中で、町の財政も非常に厳しくもなっていますので、どちらが先かというのをもう一度担当とも精査しながら、有効的な予算の配分ができるようにしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） 大体私もそういった御答弁になるのではないかとは思っていたのですが、もちろんお年寄りの方にお金が入るということは、孫とか、そういったところにもお金が回っていくということで、もちろんお年寄りの方だけが使うのではなくて、それぞれの子育て世帯にもそのお金は回っていくという、そういった循環的な考えをすれば額的には少なくともどうかなと思ったのですが、そのあたりを今後もいろいろ検討していただいて進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） すみません、先ほどのサザンクロスセンターに AED が設置されているかということで御質問がありましたが、いまだ設置されておりませんので、早急に対策を講じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） 以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3 番、川村武俊君の一般質問を終わります。

次は、9 番、林隆壽君の発言を許します。9 番。

○9 番（林 隆壽君） お疲れさまです。

議長よりお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

近年、国の地方自治体などの公的組織でも重要性が指摘されているコンプライアンス能力の本質的目的は、民間、公的を問わず、法令や倫理等に基づく活動を定着させ、社会的な信頼性を確保、向上させることに意味があることから、単に法令を形式的に守るにとどまらず、積極的に組織価値を高めていく姿勢が重要となってまいります。

そこで、我が与論町においてのコンプライアンス能力及びリスクマネジメント（危機管理体制能力）の実情と対策についてお聞きします。

今回の質問形態が高田議員や沖野議員のように、具体的に問題提起をして質問すればお答えしやすかったのだと思いますが、この問題は多岐にわたることから、あえてアバウトな形で質問させていただきましたことをお許しください。

1 本町におけるコンプライアンスとリスクマネジメント（危機管理）について

(1) 近年、財務省・文部科学省等の国家公務員や有名私立大学・アマチュアスポーツ組織等におけるコンプライアンスに反する事件、組織内におけるセクハラ・パワハラ行為など、組織のガバナンス能力の問題が問われていることについて、新聞やテレビ等のメディアで頻繁に報道されている。

町長は、このような状況を鑑みて本町の運営状況をどのように認識し、現在どのようなコンプライアンス対策を講じているか。

(2) 全国の地方自治体において、行政による不正や不祥事、政策の過誤、大規模災害や社会的事件への対応の遅れなど、地域社会や住民生活にマイナスの影響を及ぼす重大な事象が頻発している。例えば自治体職員のミスや不正による個人情報の漏洩、大規模災害時の緊急支援、復旧活動での行政の対応の不備などが頻発している。これらは、自治体におけるリスク（危機）の高まりを意味しており、こうしたリスクに対し、事前の予防、事中の影響軽減、事後の適切な処理など、組織全体で効果的に行う「リスクマネジメント」が極めて重要になってくる現状にあるが、本町においてはどういう危機管理体制がなされているか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えを申し上げます。

役場職員のコンプライアンス対策として、鹿児島県研修センターが実施する職員研修や新規採用職員を対象とした職場内研修の実施のほか、朝礼や課長会において職員の綱紀粛正等について指導を行っているところです。現状においては、法令や社会規範、公務員倫理の遵守に関する役場自体のガバナンスは十分でないと考えておりますので、相談窓口の設置や規律委員会の設置など組織としての管理体制を講じ

てまいりたいと存じます。

次に、2番目の質問ですが、自治体で発生するリスクには、大別すると自然災害や事件・事故への対応などの外的要因を起因とするものと、日常業務を遂行する上で発生する内的要因を起因とするさまざまなリスクがあると考えます。本町の現状として、自然災害を想定したリスク対応については、地域防災計画や与論町業務継続計画（B C P）を策定し、自然災害に対する一部の行動指針が定められているところです。また、業務遂行する上で発生するリスクに対しては、職員のコンプライアンス研修や法令・条例等に基づく業務の執行、複数名におけるチェック体制や情報共有を図り、リスクに対する未然防止を行っているところです。しかしながら、自治体で発生が予想されるさまざまなリスクに対応する体制としては十分でないと考えます。今後の危機管理体制として、業務に発生しうるさまざまなリスクの洗い出しを行い、そのリスクに対応するための危機管理体制の構築が必要であると考えますので、他自治体の取り組み等を参考にしながら、本町でも取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、コンプライアンスについての質問ですが、少し長くなるのですが、コンプライアンスとは、公務員の皆様はよく御存じだと思いますが、法律を守るという意味だけではありません。社会規範に従うということが本来の意味です。日本人が納得する表現でいいますと、他人様に後ろ指をさされないようにするということです。

では、社会規範とは何か。1つ目が法律、法令です。2つ目が道徳、3つ目が慣習です。1つ目の法令は国が定めた法律や命令だけでなく、条例や規則、業界規定や組織内部規定など明文化されたルール全般を言い、最低限守らなければならないことであり、どんなに特別な事情があったとしても悪意がなくても、ちょっとしたミスも許されないことはもちろんです。2つ目の道徳については、社会通念上やつてはいけないこと、やらなくてはいけないことをいうことです。3つ目の慣習については、社会でずっと行われてきた多くの人に承認されてきた行動様式であるということです。

ある大学の教授が「公務員倫理と組織におけるコンプライアンス」と題して市町村アカデミー講義がございました。その中で地方公務員が法令を守り、法令にのつとり仕事をするのは、地方公務員法を持ち出すまでもなく当たり前のことであり、コンプライアンス研修などと銘打って職員を集めて実施していることは本来の業務に費やすべき時間をつぶしており、それ自体が住民に対する背信行為であると発言

されています。しかし、それでもなお毎年全国で地方自治体からの汚職事件による懲戒処分者が出ています。与論町においては、そのような事態は絶対にあり得ないと確信をしていますが、油断は禁物です。与論町においてのガバナンス、いわゆる組織の統治またはそのための体制や方法の決定が不可欠であり、そのことが職員の育成や町民の財産と生活を守ることであると確信をいたしています。このことについて町長の見解をお聞かせください。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今言われたとおり、法を遵守すること、それから道徳や慣習について、皆様方の税金をいただいて仕事をしている我々としましては、きちんと守っていかなければならないし、また、見本的な行動をしなければならないと思っているところです。これにつきましては、本当にいろいろな研修等がございますので、そこにまた行って研修をしてきた者、それを全職場にまた伝えていくと。それから朝礼等、課長会等でもこの問題について取り上げて話を進めているところです。これはそのガバナンスの強さとセクハラ・パワハラとの関係がまたあったり、あまりにもガバナンスの統制を強くしますと今度はパワハラになったりということもございますが、本当にその付近は公務員として本当に信用失墜行為等がないように、全部で気を引き締めてまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 確かに公務員は町民の鏡であるべきだと私は思います。答弁の中に「相談員の設置や規律委員会の設置をしていく」とありましたが、もちろん、コンプライアンスの中心にあるのは、法令遵守ですが、コンプライアンスイコール法令遵守と捉えてしまうと、公務員組織において法令を守ることを目的化してしまうおそれがあります。実務においては、国や県からの通知、マニュアルを基に仕事をしているのですが、その前に何のためにこれらの法律や規定があるのかを理解しておかなければなりません。法令に使われてしまうおそれがあります。場合によっては、既定の表面的約定規則的な解釈を盾に、住民を切り捨てる場合もないこともないと考えられます。

例えば、本町において、ごみ焼却場建設に際し4000万円の返却がありました
が、あれは正に国による住民の切り捨てではないかと私は思っています。

本町においては既に実施していると思いますが、コンプライアンスのための取り組みについては職員一人一人が正しいことを言える組織にしていくことがコンプライアンスであり、職員は職場や職務の問題に対する客観的な洞察力を持ち、そして意識改革をすることであると考えます。意識改革とは他人や組織に言われてするものではなく、自らが自らを変えることによってのみ成し得るものだと考えま

す。本町のコンプライアンスに対する取り組みが万全であるか、また今後取り組む考えがあるか、このことは再度申し上げますが、この取り組みを徹底することにより、職員を守りまた町民の財産と生活を守ることに直結すると考えます。

本町職員を統括しておられる副町長にお聞きします。コンプライアンスの取り組みが万全であるか、また職員が意識改革を行う取り組みをなされているのか、あるいはまた今後取り組みを実施されるかお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 先ほど町長からも御答弁がありましたけれども、やはりこれは職員間の問題、あるいは窓口に来られる一般町民への職員の態度、いろいろな面であると思いますので、その辺をまた課長会でももう一度話し合いをしてみたいと思います。おかげさまで今のところは大きな問題はないのではないかと私は確信をしていますが、万が一またこういった問題が出たときも、その当事者同士の問題ではなくて、やはり役場全体の問題と捉えて、二度とまたそのような同じような過ちが起きないような対策というのも必要だと考えますので、今後また勉強させてください。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） やはりこのことは町長、副町長がちゃんと目を光らせて、全体を見ていただいて、職員を育てていくというそういう組織全体の構図が必要ではないかと思いますので、よろしくお願いします。

次に、リスクマネジメント（危機管理）について質問します。阪神淡路大震災が起きた平成7年は、危機管理元年と言われています。この震災をきっかけに自治体の住民の危機管理意識は高まりを見せ、これ以降も自治体はイベント中の事故、SARSや鳥インフルエンザなどの感染症や、国の責務であるテロ対策あるいはあらゆる組織内でのセクハラ・パワハラ、学校教育関係においては不登校やいじめなど、または家庭内の問題とされてきた児童虐待、さらに対人関係による誹謗中傷や風評被害など、ありとあらゆるリスクに及んで数々の危機に直面しています。これに対し全国各市町村においては、危機管理対策の専門部を新たに設けるなど、リスク対策に取り組んで久しくなりますが、これらは自然災害を主とした対策から抜け出していないということがほとんどであろうかと思います。

そこで、そもそも本町においてはどのようなリスクが存在するのか、これらのリスクを町長、副町長はじめ、職員の皆様はどのように認識し、どう評価し、リスクが高いか低いか、どういう評価をしているのか、総務企画課長に伺います。本町においてリスクの洗い出し、並びにリスク評価をしたことがありますか。また、今後行う予定がありますか。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　大変難しい内容ですが、想定されるものとしては自然災害、そういうものがまずあるかと思います。台風とか災害に関しましては、国県とかからもやはりこういった計画策定ということでされていますが、内部でのいろいろな情報公開、個人情報の取り扱い、守秘義務、それからさつきも出ていましたが、その政策の過誤、そういう部分もかなり想定されるのですが、いろいろな町民のパブリックコメントとか、まちづくり懇談会でのいろいろな町民の評価とか、そういうことも、それをコントロールする1つではないかなと思ったりします。ここですぐどういったものかというのが、なかなかまとめにくいところではありますが、そういうところで一つ一つそういったリスクをまた洗い出しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君）　9番。

○9番（林 隆壽君）　最初にお断りいたしました、アバウトな質問で申しわけないと。

この問題は多岐にわたって、広い問題ですので、これはこれと一つ一つであれば言えるのですが、全体にどういう管理をするかと言ったらなかなかできませんが、私があえて言うのは、今のこの日本の世の中でいろいろなことができていますので、今これから再認識をしていく、やってくださいよということで今言っているので、あれができない、これができないではないのです。これからどうしましょうかという提起をしているので、よろしくお願いします。

そもそもリスクのマネジメントとは、組織が直面するリスクにはどのようなものがあるのか、これからリスクは組織にもたらすインパクト、これ衝撃ですね、インパクトを除去し軽減するために最適な手段は何かといった項目について検証し、その手段が適切であるなどを検証することを継続的に行うことが重要であると考えます。従来の危機管理において危機自体が顕在化した場合の事後対策に焦点を当てた取り組みではなく、リスクの予見や予防策の措置といった広い視野で取り組むことが必要になるかと考えます。

町議員の質問で、「若手職員の行政事務能力の低下が懸念される」という質問がありました。答弁の中で、「資質向上に努める」と回答されていました。そこで、各課のリスクマネジメントについては、それぞれの課長や課長補佐が、そのことを念頭に置き、常に担当課内を統治する、すなわちガバナンス能力の徹底、充実があってこそリスクマネジメントを成し得るものであると私は考えます。

ここで、今現在どのような危機管理をされているのか、各課長一人一人にお聞きをしたいのですが、時間がありませんので町長、副町長、総務企画課長にお願いし

ましたので、今度は教育長にお聞きしたいと思います。

それから、昔から言われています「報・連・相」ということ。これは報告、連絡、相談、これは危機管理の一番の初歩ですので、これが徹底されているかというのもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。御指摘のとおり、本当に今全国でいろいろな問題が起きて、差別事象についても国連のところまでもっていけば、排他的になりつつあるんではないかという人権問題まで、傷病に関しても起きているというようなことも含めて、一人ずつが大事にされている社会をこれまで構築してきたが、日本が問われるというところまで入っているというような提言だと思いした。それで私たちも学校社会でも、かなり大きいのですが、いじめを許さない、差別をしないという人権意識の尊重の精神、それがいじめとも関連しています。そうしていくと、これも関連します。

それから格差社会ということが取り沙汰されて、教育の二極化というのも言われています。さまざまな場所で、今、それから服務規律の厳正確保という形で、私たちもそれぞれの一人一人がストレスを抱えて、この問題に陥らないように、お互いがお互いを見つめ合ったり、また相談できる体制をということを整えています。

当然教育委員会でも、含めましてこの「報・連・相」というのを先ほどおっしゃられましたが、非常に大事にしながら1人の仕事がみんなの仕事として、組織体として仕事をしているのだということで、自分のやっている部分で終わるのではなく、困ったことは、それぞれの段階で相談をし合っていくんだというようなことも、朝礼を通じながらお互いがやりながら、町民全体への奉仕者としてのあり方という形で、一人一人が思えるように支え合っていかなければというふうに取り組んでいるつもりです。また、今回の機会を受けまして、より一層そういう意味での啓発の機会もまた含めて頑張りたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） ぜひ御努力をお願いしたいと思います。

実行的なリスクマネジメントの課題として、主に今自然災害や大規模事故等の社会リスクに偏っていると思います。組織リスクや政策リスクは余り対象になっていないそういう現状に思われます。この組織リスクとは、いわゆる不祥事、過労死、セクハラ・パワハラ云々それぞれ組織の中で起こるリスクです。それと政策リスクというのは、健全な財政収支であるか、この導入した事業が本当に必要だったのか、そういう政治リスクをもう一度見直してチェックをすると、そういうことだと私は解釈しています。

そういう今は社会リスクに偏っていますが、これを組織リスクや政策リスクは対象になつてない。これをリスク範囲を拡大し、リスク管理する必要があり、何よりも自治体のトップや職員の認識の大きな転換が必要です。リスクマネジメントの失敗が信頼感の失墜を招くという意識を持ち、持続的に機能するシステムを組織一丸となって実行していくことが重要であると強く感じます。

町長へお伺いします。今後本町におけるリスクマネジメントをどのように実施するのか。答弁には「他の自治体の取り組みを参考にする」とありましたが、与論町独自のリスクの洗い出しを行い、独自の取り組みを期待したいのですが、町長の所見をお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。本当に現代社会においては、これまでに考えられなかつたようないろいろなミスや不祥事が起こっていること、報道機関やいろいろなものを見て、我が与論町はどうなのかなと、ずっと反省をすることですが、これには本当に情報の収集、そしてお互いに聞く耳を持ち、お互いに語り合えるような、そういう雰囲気づくり等が非常に大事かなと思っています。

今後も今日指摘のあった特に組織のリスクとか政策リスクとかについては、今後も自分に厳しい反省をしつつ、また取り組んでいかなければと思っています。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） ただ読むだけという簡単なことなのですが、最後に一言申し上げます。全国の各地方議会議員も例外なく、さまざまな不祥事を起こし、議員の品格をおとしめる事案を見るにつけ、私たち与論町議会議員としても町民から後ろ指をさされないよう肝に銘じ、常に襟を正してまいりたいと考えています。

町長以下職員の皆様も、全国で毎日といつてもいいほど発生する不祥事を対岸の火事と安易に考えず、自分のこととして捉え今後とも激変する社会情勢に対し、コンプライアンス能力及びリスクマネジメント能力の向上による安心・安全な組織を確立し、職員が安心して働く職場の構築、そして町民の生活と財産を守るため最大限の努力を強く要望し、最後に町長の御意見を拝聴し、私の一般質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。大変御指導いただきましてありがとうございます。先ほども申し上げましたように、このリスクというのは早く気が付いて、早い対応ができる、早く対応するといったことが非常に大事かなと思っています。したがいまして、町民の方々、そして議会の皆様方からもいろいろな情報提供をお願いしたいなと思います。職員間もまたお互いに何でも話し合える職員の輪

をつくりながら頑張ってまいりたいと思います。とにかく全体の奉仕者として、町民のためにできる精いっぱいの努力を重ねてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 9番、林隆壽君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

-----○-----

日程第8 議案第38号 与論町清掃センター解体撤去事業基金条例

○議長（福地元一郎君） 日程第8、議案第38号「与論町清掃センター解体撤去事業基金条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） それでは、議案第38号、与論町清掃センター解体撤去事業基金条例について提案理由を申し上げます。

与論クリーンセンター美ら島の設置に伴い、与論町清掃センターが廃炉となることから解体及び撤去が必要となるため、本条例を制定するものです。

御審議され、議決していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 条例そのものに対する質問ではございませんが、今回の清掃センター解体撤去につきまして確認といいますか、情報提供をお願いします。まず知りたいことは、おおむね今のところ事業費はどのくらいかかるのか、それが1点目。

そして、その撤去はいつ頃される計画になっているのかというのが2点目。

もう1点は、おそらくないとは思いますが、国県とか、あるいは外郭団体の何らかの財政支援を受け入れるような支援はあるのかないのかも、しっかり情報収集していただきたいのですが、その3点お聞きいたします。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） 撤去費用につきましては、2億3220万円を計画しています。

いつ頃撤去するのかということにつきましては、まだ検討には入っていません

が、その撤去対策協議会を開設しまして、その中で計画していくことになると思います。

その予算の確保につきましてですが、それもまだ未検討中でございまして、今後検討してまいりたいと思いますが、国県、またいろいろなところから情報を収集しまして、なるべく町財政に負担がないよう努めてまいりたいと思います。

すみません、ちょっと今のところまだ真っ白でございまして、ちゃんとした回答ができませんが、お許しいただきたいと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） おおむねそのようなところかなとは予想していましたが、ちょっと懸念されるところは、やはりそれが古くなりますと、例えばスーパー台風等が来たときに、一部が倒壊して、どこか避難場所の砂美地来館とか、あるいはまた、ほかの民家のところに飛んでいたりしたら大変なことになりますので、そういうことも考慮に含めながら先送りしないように、できれば早い時期にしっかり検討していただいて、特に財政面の支援は何らかの方法がないのか、国県等からもしっかりと情報を入れて、ぜひ情報収集に力を入れていただきたいと思います。
町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。特にいつも役場仮庁舎から眺めながら、この煙突が倒れなければいいがといつも思いながら眺めているところですが、予算化をして、できるだけおっしゃられるように、ほかのところに被害がないように早めに対応をしてまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 撤去後の跡地利用計画がないと思いますが、あつたら教えてください。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） まだ今のところは白紙です。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。4番。

○4番（林 敏治君） 解体工事なのですが、これは一氣にするのか、それとも煙突から撤去するのかというのがありますが、「煙突があつたら見苦しい」と言う方がいらっしゃいますが、その煙突だけでも早めにできないものかどうかお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） 計画では調査測定費、仮設工事費、機械設備解体撤去費、建築解体撤去費、汚染物の撤去費、ダイオキシン類ばく露対策費、解体物汚染物質処分費、また煙突も含むとなっておりまして、一緒に実施してもらいたいと思いま

す。よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第38号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号、与論町清掃センター解体撤去事業基金条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、与論町清掃センター解体撤去事業基金条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第39号 与論町税条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第9、議案第39号「与論町税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第39号、与論町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第127号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）及び地方

税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）が公布され、原則として平成30年4月1日から施行されることとなるため、町税条例の改正を行う必要があり、字句の改正漏れや引用条項等の整理をあわせて行うため、与論町税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、住民税均等割の非課税基準の引き上げ、国及び地方のたばこ税の税率を3段階に引き上げの実施、加熱式たばこの課税方式の見直しを5段階的に移行、及び宅地等・農地に係る固定資産税の軽減措置の継続の実施をすることとするものです。

御審議され、議決していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第39号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号、与論町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、与論町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第40号 与論町振興開発促進条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第10、議案第40号「与論町振興開発促進条例の一部

を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第40号、与論町振興開発促進条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、引用条項の整備を行うため与論町振興開発促進条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明といったします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第40号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号、与論町振興開発促進条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、与論町振興開発促進条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第41号 災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改

正する条例

○議長（福地元一郎君）　日程第11、議案第41号「災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君）　議案第41号、災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、災害被害者に対する地方税の減免措置等について（平成12年4月1日自治税企第12号）の一部改正に伴い、引用条項の整理や文言等の修正を行うものです。

御審議され、議決していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番。

○5番（高田豊繁君）　ちょっとお尋ねしますが、この中段のところの「第35条の2 第6項」から後の文ですが、「株式等に係る」を「先物取引に係る雑」と書いてあるのですが、これはどういう意味なんでしょうか。

○議長（福地元一郎君）　武東税務課長。

○税務課長（武東真奈美君）　文言の訂正がありまして、「先物取引に係る雑所得等」が「譲渡所得」というふうに間違っていましたので、そちらを「譲渡所得」から「雑所得」に文言を訂正しております。

○議長（福地元一郎君）　5番。

○5番（高田豊繁君）　これは、「先物取引に係る雑所得」ということですか。

○税務課長（武東真奈美君）　そうです。

○5番（高田豊繁君）　はい、分かりました。もう一つ、するとこの文言では、例えば株式の譲渡とかしたときには雑所得に入るのですが、「株式等に係る」を全くこれを廃止して「先物取引に係る雑所得」と言い替えるのですか。これは続けてではなくてですか。「株式等及び先物取引に係る雑所得」ではなくていいですか。

○議長（福地元一郎君）　武東税務課長。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩　午後2時43分

再開　午後2時46分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

武東税務課長。

○税務課長（武東真奈美君） 改正が、「法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額または法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む」と文言が改正されています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） ですから、この文面ではそっくりこれに入れ替えるように聞こえるから、今の説明書きのところでは、「または」というふうになっているでしょう。だから、その「及び」と「または」というのは一緒みたいなものだから、だからそういうふうに取れなかつたものだから、これを全く株式取引が先物取引にシフトしたような、チェンジしたような感じに聞こえたものだから、さっきのところは見てなかつたものだからごめんなさいね。

○税務課長（武東真奈美君） 申しわけございませんでした。

○5番（高田豊繁君） ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） ここで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第41号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号、災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第42号 平成30年度与論町一般会計補正予算（第6号）

○議長（福地元一郎君） 日程第12、議案第42号「平成30年度与論町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第42号、平成30年度与論町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、普通交付税3億2398万8000円、住宅使用料209万6000円、ヨロン島サンゴ礁基金繰入金291万1000円、その他雑入に車両損害共済金381万円などを追加し、財政調整基金繰入金1億6862万2000円などを減額計上しています。

次に、歳出の主なものとしまして、民生費介護保険事業費6893万3000円、農林水産業費耕地管理総務費1773万4000円、耕地関連事業費1151万円、土木費町単独改良事業費791万6000円などを増額し、農林水産業費漁港管理費535万5000円などを減額計上しています。

歳入歳出予算にそれぞれ1億8128万7000円を追加し、一般会計予算総額44億5130万8000円となっています。

御審議され、議決していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番。

○8番（野口靖夫君） 3ページにわたって質問させていただきます。まず、10ページ。ここの繰入金でヨロン島サンゴ礁基金繰入金があります。これが291万1000円。そして、その下に諸収入で雑入が381万円あります。この中身を説明していただけませんか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） ヨロン島サンゴ礁基金繰入金について291万1000円ですが、これについては、歳出側に予算計上しているものへの充当です。まず行幸啓誌、各世帯にこの間配布した行幸啓誌に20万円、それから先ほどもありま

したAEDの設置200万円、それから行幸啓の記念碑に162万1000円、それから文化財保護ということで城の周辺整備に9万円で合計291万1000円となっています。

それから、その他雑入につきましては、かなり項目が多いでするので後で提出させていただきたいと思います。終わります。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 次は18ページ。塵芥処理費についてお聞きいたします。ここで800万円補正額が計上されていますが、これは清掃センターの修繕料で、修繕料は結構残っていますね、電気料も大きいけども。この中身をちょっと説明をしていただけますか。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） 修繕費につきましては、台風7号の風雨によりまして煙突の中の煙道中に4成分の濃度計というのがあります、そこは硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、それから酸素という4品目の濃度を測るものがございまして、それが台風の影響によって壊されたということで、今その清掃センターに設置しましたアクトリーさんと協議をして2分の1の負担をするということで今話し合いを進めておりまして、その分の修繕料に88万900円を計上しました。残りの26万1000円は車検の4台分でございまして、トータル115万円を計上させていただいています。修繕費は以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） そんなにあれぐらいの台風で、それだけの被害を受けているということは、非常に問題があると思うのです。だからそこら辺は、もう一度確認で聞きますが、本当に大丈夫ですか、今後どうですか。どう見ていますか。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） 一応その分析、その濃度計のところの基板というのがあります、それはちゃんと鍵でドアロックするようになっているのですが、それがその鍵がかかっていない状態であったということで、それが開いたことから、この風雨災害になったというふうになりました。大変その管理におきまして、大変な失態をしたなど反省をしていまして、また、この工場を設置しましたアクトリーさんも、その辺の危機管理の指導体制ができていないということで、大変私どもにも落ち度があるということをお伺いしています。そういうことで、今後このようなことがないようにしっかりと対応して、管理体制をしっかりとまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 今度22ページの土木費の町単独改良事業費のところで91万

円の用地購入費があります。そこと委託料で、おそらくこの茶花地区の排水路の設計委託料になると書いてありますが、これらの中身の内容を詳しく説明いただけますか。

○議長（福地元一郎君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） 御説明をいたします。この業務委託料700万円と計上してございますが、これにつきましては、先ほど高田議員からありましたとおり、信号機交差点にある側溝につきましては、その与毛田線、供利茶花線から与毛田橋方向への側溝と、ホームセンターアー下側暗渠へと分岐して流れておりますし、そのアップインジュ水路の水位が上昇した場合、ホームセンター側の暗渠からの排水が不可能となり、その結果付近一帯が浸水してしまう状況にあります。このためホームセンター前の与毛田線の側溝について、可変型側溝により与毛田橋方向より、別の先ほどおっしゃいました与論島製糖敷地側への排水路整備を計画しています。こういったこの排水路対策を含めまして付近一帯の調査をしながら、業務委託を設計しまして、排水路解消に向けた整備をするために業務委託料を計上してございます。

それから、伊波石仁線の用地購入のことですが、これにつきましては、以前琴平神社の石仁線、ヘアピンカーブがありまして、この用地につきましては以前から登記がちょっとできなかったのですが、その用地が登記ができるようになったということで、所有者の方から御提案がありまして、その用地購入費として91万6000円の計上をしてございます。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） ほかの人が質問した後にもう1点だけ聞かせてください。一応終わります。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。2番。

○2番（沖野一雄君） 私は、まず5ページからまいりたいと思います。債務負担行為のところで計上されている3点。まず、ちょっと金額は小さいのですが、役場新庁舎建設に伴う保健センター・包括支援センター仮駐車場賃貸借の契約関係です。平成30年度と平成31年度、新庁舎ができるまでの間ということでしょうが、金額は小さいのですがこれは場所はどちらになるのですか。この限度額は11万円で、予算計上分は除かれていると思うのですが、予算計上分は、おそらく4万1000円ぐらいだったかな。あわせて15万円ぐらいで金額は小さいのですが、場所と面積を教えてください。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。9月22日頃から旧診療所の解体を実施するということで計画しています。そういう場合に、保健センターへの入

り口が使用ができないということで、その間、保健センターの裏側にちょっと原野ですか、木が茂っているところがあるのですが、そこはその建設が終わるまでの駐車場用地としてお借りしたいということで計上しています。平成30年が4万1000円、平成31年が6万9000円、合計11万円ということで、面積はちょっとはつきりしてないのですが、一部だと思いますが、800平米ぐらいだったかと思いますが、後で正確な数値はまた御提示したいと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 800平米程度ということで、正確な数値は大きな食い違いがなければ結構です。

2番目に、次にその下、平成30年度総合行政システム自序設置サーバ機器一式賃貸借関係ですが、平成35年度までの期間ということで設定されています。ということは新庁舎に移転する場合の費用というのも、この契約額の中に含まれているのですか、656万円という限度額ですが、説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） これは今現在旧庁舎の3階にあるサーバのリースなのですが、今回ちょうど丸5年が経過したということで、更新の費用です。これにつきましては、移転につきましては、また別途ということになります。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） では、別途ということであれば、その移転の費用というのはどのくらい見込まれていますか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） これにつきましても、後でちょっと詳しい内容についてはお答えしたいと思います。すみません。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） では、その移転費用については後でお願いします。

それから下のほう、平成25年度台風災害援護資金貸付金償還金のことですが、これは件数としては非常に少ない件数だとは思うのですが、ちょっと気になるのは、あれは三十三、四年ぐらい前になるのですかね、沖永良部台風のときに災害援護資金に貸し付けをして、その償還関係で非常に業務が滞った、要するに償還が遅れて困ったことがあったのですが、困って非常に大変だった記憶があるのですが。今回この貸付けを受けている方々の連帯保証人とか、そういったところをしっかりとやって、事務処理をしていただきたいなと思うのですが、これはちなみに何人に貸与されるのでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君）　これは平成25年度の台風につきましてですが、2人の方です。

○議長（福地元一郎君）　2番。

○2番（沖野一雄君）　では、そこは終わりまして、17ページ。これは保健衛生費の健康増進事業のところの負担金補助、県単補助ということで若年末期がん患者療養支援事業95万4000円計上されています。これ確かに新規だと思うのですが、この若年末期がん患者というのは、対象年齢とか予定されている人数とか、そういうのをちょっと教えていただきたいのですが。全ての末期がんが対象になるのですか。対象者、そういういた事業の概要の説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君）　田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君）　この事業は、県の事業として今年度の年度途中から入ってきた事業でございまして、大体、県としては12人ぐらいを想定されているみたいです。与論の場合今のところ該当者がいるのですが、一応予算建てしなくてはいけないということで御指導を受けまして、0歳から19歳につきましては月額5万円の居宅サービス、20歳から39歳につきましては月額8万円の居宅サービス福祉用具貸与、また一人当たり福祉用具購入が5万円までを限度としまして、経費負担が患者が10分の1、市町村が10分の4.5、県が10分の4.5ということで、その末期がんの方、そういう方に対するこれまで介護保険であったり、いろいろな福祉助成そういうものがなかったものですから、こういった新しい事業を始めたところです。

○議長（福地元一郎君）　2番。

○2番（沖野一雄君）　何しろ新規事業ですので、ぜひ啓発というかPRというか該当の申請漏れがないようにしっかりと要請しておきたいと思います。

最後に28ページの社会教育のところですが、28ページの右上の一一番上です。文化財保護のところで、東京奄美会120周年記念芸能祭出演補助ということで、与論十五夜踊り保存会に206万5000円あるのですが、相手方が東京奄美会に出られる与論十五夜踊り保存会の皆様206万円出すという予算なのですが、与論十五夜踊りというのは国指定の文化財で、私はいつも感じますが、国の指定と言しながら何らかの財政支援というかサポートもほとんどないような状況に見えるのですが、こういった事業を行う場合に十五夜踊り保存会だけで判断してやっているのでもないと思うのですが、相手方は東京奄美会ですよね。そういうところで何らかの外郭団体であるとか、あるいは奄美関係の機関であるところから何らかの支援金がちょっとあってもいいのかなというところで、その他のところの数字が財政支援が何もないように見えるのですが、これは、これからもこういうところは

度々出てくると思うのですが、何らかの外からの支援サポートの財政支援というものは受けられないものでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 朝岡生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（朝岡芳正君） この事業費につきましては、去年は大阪であったのですが、そのときの実績を調べましたところ、補助とかそういうのは全くもらえなかつたということで、町単独で動いているということになります。今回も東京奄美会に問い合わせはしたのですが、予算がないということで与論町からお願いできませんかという話はいただいています。去年の場合は、大阪には自費で行っているのですが、後で広域組合に10万円から20万円ほど補助金といいますかお礼金みたいなのは入っていたということは聞いています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 実態は残念な内容のようですが、国の指定ですので、ぜひ文化庁あたりに協力を要請しながら、何らかの策がないかしっかり情報収集していただくように要請したいと思います。私からは以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 私は一番最初に10ページの繰入金や雑収入、諸収入をお聞きいたしましたが、なぜここで、これをお聞きしたかといいますと、ふるさと納税で今現在どれぐらい入ってきているのか、それを聞いてみたいということが1点です。どうしてかといいますと、これは皆さんも御存じのとおり、総務大臣通達で返礼品を島の特産品とか島の産物とかでないものを返礼品で送ったら、ふるさと納税の対象から外すというようなことが、マスコミで盛んに報道されています。そういうことからして皆さんは、総務企画課長はその件に対して、どう対策を立てていこうと思っておられるのか、それを聞きたかったから、ここを最初に聞いたのです。だから今参考に言いますが、それはどうですか、今幾らぐらい入ってきていますか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 平成30年度の8月末になりますが、月件数トータルなのですが、昨年度の8月末よりは102件増えています。金額にしますと、658万5000円が8月末の寄附額となっています。それから先ほど今盛んに出ていますことにつきましては、与論町については3割以内で地元の特産品ということでやっていますので、与論町はそれについては問題ないような。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） その3割程度で返礼品は出しているということですが、この間の議会で、私が航空券を返礼品として送るということを皆さん決まりましたよね、これ。山下商工観光課長、航空券をその返礼品の中身として送るということでした

よね。

○商工観光課長（山下哲博君）　はい。

○8番（野口靖夫君）　そうした場合、それは特産品でもなければ島の产品でもないということになります。もちろん3割は守っていますが。そうなった場合、総務大臣の通達によると特産品とか島の产品でないものは、物を返礼品として送った場合には対象から除外するということが通達になっているのです。その対応を考えないといけないのではないかと思うのです、与論島としては。この航空券は島の特産品でもなければ、島内産でもないわけですからね。だから、そこをどう考えるかということも今後考えていかなければならないと思うのですが、どうですか、総務企画課長。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　今回、問題になったところは、例えば今家電をよそから買って出したりとか、そういう感じのだと聞いているのですが、例えば旅行券の場合、クーポン券でありますと、与論にいらしていただくためのクーポンになりますので、与論にいらしたときにいろいろな地域経済に役立つというか、そういうことになると思いますので、それについては特に指導は受けていないです。

○議長（福地元一郎君）　ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第42号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第42号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　討論なしと認めます。

これから、議案第42号、平成30年度与論町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、平成30年度与論町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時12分

再開 午後3時18分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第13 議案第43号 平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（福地元一郎君） 日程第13、議案第43号「平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第43号、平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入では、国民健康保険税を175万1000円、県支出金を589万7000円、一般会計繰入金を317万3000円、諸収入を1,000円増額計上しています。

歳出では、総務管理費117万9000円、保険給付費を356万円、諸支出金を679万1000円の増額計上、保健事業費を70万8000円減額計上しています。

御審議され、議決していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第43号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。これから、議案第43号、平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第44号 平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

○議長（福地元一郎君） 日程第14、議案第44号「平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第44号、平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入で一般会計繰入金27万3000円、繰越金42万円を増額計上しています。

歳出では、総務費に27万3000円、諸支出金に42万円を増額計上しています。

御審議され、議決していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第44号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。これから、議案第44号、平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第45号 平成30年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（福地元一郎君） 日程第15、議案第45号「平成30年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第45号、平成30年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入で繰越金428万2000円、一般会計繰入金6893万3000円を増額計上し、介護保険料4246万6000円を減額計上しています。

歳出では、保険給付費1630万円、地域支援事業費10万6000円、諸支出金1434万3000円をそれぞれ増額計上しています。

御審議され、議決していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

1番。

○1番（遠山勝也君） 7ページの居宅介護住宅改修費。これ具体的には、例えばバリアフリーとかになるのでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） これは介護認定された方々の住宅を改修するための風呂であったり、あるいは廊下を歩くときの手すりであったり、また階段の上り下りの足を上り下りをしやすくするとか、そういうことを、ちゃんと各包括または介護担当の者が一緒に行って、その状況を調べて、それを認める事業でございまして、年間20万円までを最高額として認められるものです。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第45号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。これから、議案第45号、平成30年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、平成30年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第46号 平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（福地元一郎君） 日程第16、議案第46号「平成30年度与論町農業集落排

水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第46号、平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

補正予算規模は、歳入・歳出それぞれ257万1000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3839万1000円としています。

歳出増額の要因は、人事異動に伴う人件費の増額によるものです。

御審議の上、議決していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第46号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。これから、議案第46号、平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第47号 平成30年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（福地元一郎君）　日程第17、議案第47号「平成30年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君）　議案第47号、平成30年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

補正予定額は、資本的支出1577万円増額し、資本的支出の総額1億1190万3000円としています。

増額の要因は、古里浄水場、非常用発電機故障に伴う取替工事のための浄水施設整備費の増額によるものです。

御審議の上、議決していただきたいと存りますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君）　1点だけ確認したいと思います。この様式では支出で先ほど町長から説明がありましたように、非常用発電機の整備ということで建設改良費の1577万円を補正しますという説明なのですが、それは理解できるのですが、町民によく理解できるように説明を求めるべきだと思いますが、歳入というのは、いわゆる一般会計あたりと違って歳入の項目が計上がないわけですね。ということは、おそらく私が予測するには、この支出額に対する1577万円に対するお金というのは財源は、例えば減債積立金とか過年度損益勘定留保資金とか、そういった要するに当該年度分でもそのまま補填するというかカバーするというか、繰り入れをするというか、そういった手法を取っているのかなと思うのですが、そのあたり様式に出てこない部分、必要なお金というのはどうなっているのかというところが分かるような説明を求めるべきだと思います。

○議長（福地元一郎君）　仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君）　お答えいたします。特殊な会計ですので、歳入歳出わざわざとは思いますが、この財源を補填する財源といたしましては、支出の伴わない減価償却費とか固定資産除却費、過年度損益修正損とかを年次ごとに積み立ててまいりまして、それを内部留保資金として貯めています。その内部留保資金の中から建設改良費というのを捻出しまして、固定資産の新規取得やまた増築・改築等の資産の取得に充てています。以上です。

○議長（福地元一郎君）　ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第47号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。これから、議案第47号、平成30年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、平成30年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第48号 平成29年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（福地元一郎君） 日程第18、議案第48号「平成29年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第48号、平成29年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定による未処分利益剰余金の処分をするものです。

御審議の上、議決していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） ちょっと勉強のために教えていただきたいというか、説明をお願いします。

この水道事業は公営企業会計ということで、剰余金の取り扱いについて地方公営企業法第32条第1項に「地方公営企業の剰余金の処分の方法」という決まりがあるのですが、それと照らし合わせて説明を求めるのですが、当期末残高が8900万円余り出ましたと、そして、そのうち議会の議決を得て利益積立金として1969万9000円、当年度純利益という形で積み立てますよというところは分かります。そして、その結果として、処分後の残高が7017万5000円残りましたということで、これは分かるのですが、ちょっと説明を求めるところは、この剰余金の扱いで地方公営企業法第32条第1項には、地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において、ちょっと云々とあって、当年度欠損金に充てたのちのその残額の20分の1を下らない金額を減債積立金または利益積立金として積み立てなければならないという項目がありますよね。

そこでちょっと私がわからないところは、私も含めて全ての町民に分かるように説明いただきたいのですが、その残額の金額20分の1を下らない金額というのが、その積立が求められるのですが、その金額は1969万9000円ですよというのは分かります。では、その元になる20分の1を下らない金額といっているその残額というのは、幾らのことを言っているのですか。8900万円のことですか。そのあたり説明と数字と抱き合わせて、分かりやすいように説明いただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） 今、減債積立金に積み立てないといけないということでしたが、現在、減債積立金には1190万5000円ぐらいのお金が残っていました、平成25年度からは全て賞与引当金とか修繕引当金とかに積み立てていましたが、今回、利益剰余金に全部積み立てているということで処分をお願いしたいところです。すみません、20分の1につきましては、また後で調べて報告したいと思います。

○2番（沖野一雄君） 後でお願いします。

○議長（福地元一郎君） ほかにありませんか。

8番。

○8番（野口靖夫君） 水道課長、あなたは非常に忙しくて大変かもしませんが、ちょっとお聞きしたいと思います。浄水施設の入り口に大きいタンクが2つぐらい

あります。あれをあなたはいつも見ておられると思うのですが、いつも見てどう思
いますか、ちょっとそれから聞いてみる。あのタンクを見て。

○議長（福地元一郎君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） 御指摘のとおり、大分外觀が悪くなつてござりますので、
修繕はしたいと思つています。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） そのとおりなのです。ああいうあれは本当にぼろぼろになつ
しまつたら、もう取り替えないといけないわけです。それには莫大な金がかかるの
です。だから今のうちに何とかあの錆が付かないように、塗装するなりしておか
ないと、管理はどうなつているのかなと思って僕は不思議でたまらないわけです。も
う堂々と見えるのです。だから我々一般個人、民間にも、とにかくまず最初に建物
とかああいう機材とかいうものは、必ず塗装が一番基本になるのです。塗装をしな
いと中には塩雨といいますかね、塩気がしみ込んでいって腐食してボロボロになつ
てしまうのです。だから、もうつぶしてもいいところはそのまでいいかも知れな
いけれども、ある程度もたせたいというあれがあるのだったら、ああいうのは気付
くと同時にすぐ塗装をして、しっかりした管理をすることが一番大事だと思うの
です。ただ私が申し上げたいのは、その水道施設だけではなくして、町長ね、ほかの
施設も見当たるのです。町の公共施設で。そういうのは常に職員というの監視し
ながら、忙しいのは分かります、忙しかつたら何とかして業者でもお願いして、そ
のメンテナンスをしておくことは非常に大切だと思うのです。町長は、どう思ひま
すか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。確かにそのとおりです。

○議長（福地元一郎君） よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第48号は、会議規則第39条第2項の規定によつて委員会付託を省略した
いと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがつて、議案第48号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。これから、議案第48号、平成29年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。

本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、平成29年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第49号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（福地元一郎君） 日程第19、議案第49号「与論町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第49号、与論町過疎地域自立促進計画の変更について提案理由を申し上げます。

平成30年度事業を実施する上で、過疎対策事業債の起債が受けられるようにするため、与論町過疎地域自立促進計画に対象事業を追加及び変更することとし、過疎計画書及び過疎計画参考資料（年次計画表）の変更を行っています。

御審議され、議決していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第49号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、委員会付託を省略することに決定しまし

た。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。これから、議案第49号、与論町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、与論町過疎地域自立促進計画の変更については、可決されました。

-----○-----

日程第20 諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて

○議長（福地元一郎君） 日程第20、諒問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 諒問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて提案理由を申し上げます。

人権擁護委員法第9条により平成30年12月31日をもって、人権擁護委員の任期が満了することになります。これに伴い人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある元井勝彦氏を推薦したいので、議会の意見を求めます。

御審議の上、議決していただきますよう、お願ひ申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

諒問第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。これから、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを採決します。

お諮りします。

本件は、適任と認めることについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについては、適任と認めるに決定しました。

-----○-----

日程第21 濟問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長（福地元一郎君） 日程第21、濟問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 濟問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて提案理由を申し上げます。

人権擁護委員法第9条により平成30年12月31日をもって、人権擁護委員の任期が満了することになります。これに伴い人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある松山陽右氏を推薦したいので、議会の意見を求めます。

御審議の上、議決していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

濟問第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。これから、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを採決します。

お諮りします。

本件は、適任と認めることについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについては、適任と認めることに決定しました。

-----○-----

日程第22 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（平成30年度与論町一般会計補正予算（第5号））

○議長（福地元一郎君） 日程第22、承認第3号「専決処分の承認を求めるについて（平成30年度与論町一般会計補正予算（第5号））」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（平成30年度与論町一般会計補正予算（第5号））について提案理由を申し上げます。

与論町給食センタ一天井補修工事費の増額予算を与論町一般会計補正予算（第5号）として専決処分いたしました。

歳入としまして、財政調整基金繰入金112万円を計上しています。

歳出としまして、教育費給食センター運営費に修繕料112万円を計上しています。

歳入歳出予算にそれぞれ112万円を追加し、一般会計補正予算総額42億7002万1000円となっています。

御審議され、承認していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 専決ということで、緊急性があつての修繕だと思います。ただいまの町長の説明、天井部分というふうに聞こえたのですが、どこの部分の修繕なのか再度ちょっと主管課長に説明を求めたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 池田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田憲司君） 今回の修繕は、給食センターの天井裏のコンクリートが剥離して、天井の板が薄いため下のほうに落ちたということで、今回修繕をしました箇所としては、事務室、和室、廊下、食品庫、更衣室、共同トイレ、合計いたしまして80平米のジプトーン天井を撤去しましてはつりました。その上で天井復旧ということで、今後また剥離が生じたときに、職員がけがをしないようにということでコンクリートパネルで復旧させていただきました。ということで、夏休みの学校が休みの期間に行うということで今回専決処分により修繕させていただきました。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 老朽化が進んでかなり大変だなというのが分かるのですが、この給食センター全体の建て替えというのはいつの予定になっているのでしょうか。計画があるのであれば説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 池田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田憲司君） 今年の5月に、この給食センター建設地選定に係る意見交換会、ということで、職員の方で検討会を行いました。一応平成31年度にその建設用地の決定をして、その後、用地取得、それから実施設計・建設工事等をいたしまして、できれば平成34年度から平成35年度にはできればと考えております。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今お聞きしますと、来年度に用地取得をして、工事を始めて平成34年度から平成35年度に建て替えを行いたいという話ですが、ちょっと大丈夫なのかなというのが非常に心配されますが、今給食センターだけではなくて、町の公共施設全体的に老朽化しているところがいっぱいあって、その優先順位というのが非常にちょっと気になるのです。総務企画課長あたりにちょっと確認をしておきたいのですが、その全体の老朽化に伴う各公共施設の建て替えの優先順位というのをしっかり検討して、事業計画はあるとは思うのですが、その公共事業の実施計画、特に老朽化施設についての。そのあたりしっかり当然起債もしなくてはいけないし、起債計画との関わりもあるのでしょうが、そのあたりちょっと事故が起きな

いうちに、しっかりと計画の見直しを進めながら現場を見ていただいて調査しながら、事業計画をしっかりと進めていただきたいと思うのですが。町長や副町長にもお聞きしたいところですが、実務のトップである総務企画課長に確認をしたいと思います。事業計画についてです。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　大型事業が庁舎を皮切りに始まっているということで、同時にし尿処理施設、そして給食センターまでの計画については把握しているのですが、現在把握している計画、中期的計画の中では、平成31年度までは庁舎建設、そして、し尿処理施設が平成32年、平成33年、そしてその後に給食センターが平成34年、平成35年ということで、これは庁舎を建てる前の計画ということで、単年度に高額な予算執行となると、ちょっと厳しいということで事業費の平準化を図る意味でしています。

事業費は給食センターに7億円とか、し尿処理施設がこれもかなり5億円以上の予算がかかるということです。

それから現在ちょっと出ているのが、防災無線、これは落雷によって、ちょっといろいろ支障を来たしております、これについても早急に対応しないといけないところがありまして、これも5億円とか6億円とかということで見積りもきてまして、この後、平成35年以降の学校建設、それから中央公民館の問題もありまして、今後いろいろ財政運営が厳しい状況にはなっているところです。

○議長（福地元一郎君）　2番。

○2番（沖野一雄君）　ちょっと何か一般質問のような感じになってきましたが、私が気になるところは、安心安全というところがやはり気になりますし、与論は、おかげさまで皆様の努力によって、起債財源比率というのが非常に近隣の市町村と比較しても低いすばらしい数値になっていて、そこは評価するのですが、ちょっと思い切って危ないところはしっかりと優先順位を前倒しして、建て替えを進めていかないと、ちょっと後々に回していくと非常に厳しいことになっていくのではないかというのが懸念されるのです。

老朽化が目白押しの中で、現場にあわせて見直しをしっかりとさせていただいて、特に町長、副町長、総務企画課長は、そこを少しチェックさせていただいて、給食センターの話から今始まったのですが、しっかりと優先順位を付けて事業を積極的に展開して、庁舎が終われば次々展開できるので、ぜひそこを提案というか提起というか要請をしておきたいと思います。私からは以上です。

○議長（福地元一郎君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。

承認第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。これから、承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（平成30年度与論町一般会計補正予算（第5号））を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（平成30年度与論町一般会計補正予算（第5号））は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第23 認定第1号 平成29年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第24 認定第2号 平成29年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

日程第25 認定第3号 平成29年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第26 認定第4号 平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第27 認定第5号 平成29年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第28 認定第6号 平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第29 認定第7号 平成29年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（福地元一郎君） 日程第23から日程第29までの議案については、委員会付託の予定でありますので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめま

す。

日程第23、認定第1号「平成29年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第1号、平成29年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、認定していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

日程第24、認定第2号「平成29年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第2号、平成29年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、認定していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

日程第25、認定第3号「平成29年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第3号、平成29年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算

認定について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、認定していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

日程第26、認定第4号「平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第4号、平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、認定していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

日程第27、認定第5号「平成29年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第5号、平成29年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、認定していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

日程第28、認定第6号「平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第6号、平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、認定していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明といったします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

日程第29、認定第7号「平成29年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第7号、平成29年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成29年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議の上、認定していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明といったします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第30 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（福地元一郎君） 日程第30「特別委員会設置及び委員の選任について」を議

題とします。

お諮りします。

認定第1号から認定第7号については、遠山勝也君、沖野一雄君、川村武俊君、林敏治君、高田豊繁君、町俊策君、野口靖夫君、林隆壽君の8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、遠山勝也君、沖野一雄君、川村武俊君、林敏治君、高田豊繁君、町俊策君、野口靖夫君、林隆壽君の8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後4時13分

再開 午後4時13分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に高田豊繁君、副委員長に野口靖夫君、以上のとおりでありますので報告を終わります。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、9月27日、本会議でありますが、日程の都合により、特に午後3時30分に繰り下げて開くことにします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後4時14分

平成 30 年第 3 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 30 年 9 月 27 日

平成30年第3回与論町議会定例会会議録
平成30年9月27日（木曜日）午後3時30分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

- 第1 同意第1号 与論町教育委員会委員の任命について
第2 認定第1号 平成29年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
第3 認定第2号 平成29年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
第4 認定第3号 平成29年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
第5 認定第4号 平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
第6 認定第5号 平成29年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第7 認定第6号 平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第8 認定第7号 平成29年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について
第9 陳情第5号 内間ト地区農道の早期舗装整備について（環境経済建設常任委員長報告）
第10 新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会報告の件（新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員長）
第11 議員派遣の件
第12 閉会中の継続審査・調査について
　　総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10人）

- | | |
|----------|------------|
| 1番 遠山勝也君 | 2番 沖野一雄君 |
| 3番 川村武俊君 | 4番 林敏治君 |
| 5番 高田豊繁君 | 6番 町俊策君 |
| 7番 大田英勝君 | 8番 野口靖夫君 |
| 9番 林隆壽君 | 10番 福地元一郎君 |

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長	山元宗君	副町長	久留満博君
教育長	町岡光弘君	総務企画課長	沖島範幸君
会計管理者兼会計課長	大角周治君	税務課長	武東真奈美君
町民福祉課長	田畠文成君	環境課長	田畠博徳君
農業委員会事務局長	野口芳徳君	産業振興課長	町島実和君
商工観光課長	山下哲博君	建設課長補佐	久野泰司君
教育委員会事務局長	池田憲司君	教育委員会生涯学習課長	朝岡芳正君
水道課長	仁禮和男君	与論こども園長	富千加代君
茶花こども園長	阿多とみ子君	那間こども園長	田畠綾子君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川上嘉久君 書記 川田美知瑠君

開議 午後3時30分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 同意第1号 与論町教育委員会委員の任命について

○議長（福地元一郎君） 日程第1、同意第1号「与論町教育委員会委員の任命について」同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） こんにちは、よろしくお願ひします。

同意第1号、与論町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、与論町大字麦屋
3119番地6、中山隆氏を任命したいので、議会の同意を求めます。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号、与論町教育委員会委員の任命について、同意を求める件を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第1号、与論町教育委員会委員の任命について、同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

- 日程第2 認定第1号 平成29年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第3 認定第2号 平成29年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
日程第4 認定第3号 平成29年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5 認定第4号 平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6 認定第5号 平成29年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7 認定第6号 平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8 認定第7号 平成29年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（福地元一郎君） 日程第2、認定第1号「平成29年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第8、認定第7号「平成29年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について」までの7件を一括議題とします。

決算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりであります。

これから、認定第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号、平成29年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

認定第1号、平成29年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、平成29年度与論町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号、平成29年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第2号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成29年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号、平成29年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第3号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成29年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第4号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議あ

りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号、平成29年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第5号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成29年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号、平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号、平成29年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成29年度与論町水道事業会計収入支出決算については、認定することに決定しました。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時32分

再開 午後3時33分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員長の発言を許します。

5番。

○決算審査特別委員長（高田豊繁君） 決算審査の結果、次のことを意見として集約しましたので、議長から執行機関の長に申し入れてくださるようお願いします。

意見1 国民の義務である納税については、行政一体となって一層の徴収向上に努めること。

2 移動観光案内車を有効活用するとともに、今後増加が予想されるインバウンドの受け入れ態勢の整備に努めること。

3 今後の多様な観光客のニーズに対応できるよう、島内での重点的観光ポイントの整備や荒天時の滞在プログラム等の構築に努めること。

4 島内の主要ポイントにおいては、Wi-Fi設備を整備して、来島者へのサービス向上に努めること。

5 渔港については、大型漁船が安全に航行できるよう調査の上、県と共同して泊地や航路内の浚渫を行うこと。

6 近年道路用地には、ギンネムが繁茂して安全通行が危ぶまれている箇所が見受けられているので、早期に対処すること。

7 コースタルリゾート斜路に船舶を係留しないよう、看板の設置を含めて指導・啓発を行うこと。

- 8 町内住宅の耐震化対策については、十分な広報や家屋の耐震対策整備の推進に努めること。
- 9 職員不足による福祉サービスの低下にならないよう十分に配慮すること。
- 10 医療費軽減の面からも、平素から健康づくり運動の推進に努めること。
- 11 今後、農業用廃ビニール等の廃棄物処理については、資金面や維持管理コスト及び農家負担等を十分に研究し、町民にとって最善の方策が講じられるよう努めること。
- 12 農林水産業分担金の滞納繰越金や肉用牛導入基金の貸付未収金の徴収に一層努めること。
- 13 奄美群島振興交付金については、各自治体が各地域の実態に合わせた自由な裁量で利活用できるような制度となるよう関係機関に強く求めること。
- 14 ふるさと納税については、地場産返礼品のメニューを増やすとともに、効果的なパンフレットを作成し、有効活用して、納税額の向上に努めること。
- 15 野犬の増頭が懸念されるので、県と協力して野犬対策に努めること。
- 16 水道事業会計における未収金対策は、給水停止措置も行いつつ、滞納金の軽減化対策に一層努めること。
- 17 多額の資金投入によって整備された多目的運動広場は、十分な安全管理運営を図り有効活用に努めること。
- 18 育英奨学金については、保護者の意見を聴きながら、入学一時金としても利用できるなど、有効的な活用がなされるよう規則の見直しを図ること。
- 19 外国語教師の増員を図り、児童生徒の語学力向上に努めること。
- 20 公文書管理については、優秀な人材を登用し、適切最良の方法で整理して、文書・書類の保管管理を行うこと。

以上であります。

○議長（福地元一郎君）　ただいま決算審査特別委員長から申し入れのあった決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として執行機関の長に申し入れることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として、執行機関の長に申し入れることを決定しました。

-----○-----

日程第9　陳情第5号　内間ト地区農道の早期舗装整備について（環境経済建設常任

委員長報告)

○議長（福地元一郎君）　日程第9、陳情第5号「内間ト地区農道の早期舗装整備について」を議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

8番。

○環境経済建設常任委員長（野口靖夫君）　ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第5号「内間ト地区農道の早期舗装整備について」、審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月20日（木）午前11時から全委員出席のもと開催し、執行部から産業振興課林課長補佐に参与を求めて、現地調査を行い、審査いたしました。

本路線は、陳情書の中にもありますが、降雨時、宅地や畠地等への砂利流出や、轍の水溜り等によって、通行に不便を来しているとのことであります。

調査の結果、農業、生活に支障を来していることは確かであります。ただ、周りの地形から判断し、排水路と集水口の取り付け場所の位置に難儀が予想されます。

採択の結果、道路の円滑な通行や機能維持保全のため舗装整備の必要性が認められるとのことから、陳情の趣旨に賛同し、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。計画執行に当たっては、地権者に御理解をいただくためにも丁寧な説明と配慮が求められます。

なぜ、丁寧な説明と配慮が求められるかということをここに記述したかと申しますと、これには地権者からの深い訳があります。丁寧な説明をすることによって、立派な集水口や排水も布設できると考えておりますので、丁寧な説明と配慮をお願いいたします。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（福地元一郎君）　環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　質疑なしと認めます。

これで環境経済建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第5号、内間ト地区農道の早期舗装整備について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　討論なしと認めます。

これから陳情第5号、内間ト地区農道の早期舗装整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号、内間ト地区農道の早期舗装整備については、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第10 新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会報告の件

（新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員長）

○議長（福地元一郎君） 日程第10、新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会報告の件を議題とします。

新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会から、新庁舎建設及び旧役場庁舎の跡地利用について報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしておきます。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、新庁舎建設及び旧役場庁舎の跡地利用について、報告を受けることに決定しました。

新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員長の発言を許します。

9番。

○新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員長（林 隆壽君） 新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会の調査の経過と結果について御報告申し上げます。

本町当面の課題の一つである旧役場庁舎の跡地利用については、議会独自に調査研究し提言等を行っていく必要があるとの判断から、当委員会は、平成29年3月の第1回定例会において設置され、以来13回の委員会を開催いたしました。

最初に、調査の経過について申し上げ、次に、新庁舎建設及び旧役場庁舎の跡地利用についての提言を申し上げます。

まず、調査の経過について申し上げます。

第1回目の委員会は、平成29年4月18日（火）に開催し、役場庁舎移転に伴う、茶花市街地の衰退化の防止及び経済活性化の起爆剤となるような跡地利用計画等について、各議員の意見を集約しました。

第2回目の委員会は、5月16日（水）に開催し、庁舎跡地利用については議会

独自で先進地の視察調査が必要であるとの結論に達し、次回委員会において調査地や日程について検討することを決定しました。

第3回目の委員会は、6月21日（水）に開催し、先進地視察場所については、沖縄県の八重瀬町及び周辺地域から選定し、日程については8月下旬もしくは9月下旬で調整を行うことを決定しました。

第4回目の委員会は、7月6日（木）に開催し、8月30日（水）に沖縄県八重瀬町・うるま市を調査することに決定しました。

第5回目の委員会は、8月15日（火）に開催し、庁舎跡地利用に関する調査項目等の役割分担を行いました。

第6回目の委員会は、9月20日（水）に開催し、全議員で調査事項を役割分担して行った八重瀬町・うるま市の調査について、各議員の所見等を取りまとめました。

第7回目の委員会は、11月30日（木）に、第8回目の委員会は、12月11日（月）に開催し、視察調査報告書の加筆・校正等を行いました。調査事項の内容と所見については、平成29年12月の第4回定例会において、所管事務調査の結果を御報告したとおりであります。

第9回目の委員会は、平成30年3月8日（金）に開催し、町民代表への意見聴取への取り組みが必要であるとの意見があり、与論町まちづくりDMO設立準備委員会の委員を2班に分けて日程調整を行い、意見聴取のための参考人として委員会への出席要請を行うことを決定しました。

第10回目の委員会は、5月1日（金）に開催し、参考人として与論町まちづくりDMO設立準備委員会の委員9人から意見聴取を行いました。

第11回目の委員会は、6月23日（土）に開催し、参考人として与論町まちづくりDMO設立準備委員会の委員8人から意見聴取を行いました。

第12回目の委員会は、7月27日（金）に開催し、9月の第3回定例会において報告できるよう各議員の意見等を取りまとめました。

第13回目の委員会は、9月20日（木）に開催し、報告の内容を検討・確認し集約した意見は本会議の場で提言として報告をした上で、町議会からの意見として町長に申し入れるべきであると決定しました。

調査の経過については、以上であります。

次に、新庁舎建設及び旧役場庁舎の跡地利用について提言を申し上げます。

新庁舎建設については、旧町立診療所跡地を中心とする一帯への移転が決定し、本年度着工予定となっておりますので、立地環境等を考慮した住民の利便性の観点から、新庁舎への交通アクセス、災害時の住民への対応性、周辺道路や駐車場の整

備、高齢者や身障者への利便性等については、十分な配慮をなされるよう提言いたします。

旧役場庁舎の跡地利用については、計画策定に当たっての留意点と基本的な方向性について提言いたします。

まず、計画策定にあたっての留意点は、①与論町総合振興計画に沿った跡地利用であるか。②産業を基本とした活力のあるまちづくりを基本としているか。③町民アンケート等を実施する場合、高校生や島出身の大学生等、幅広い意見を求めるための実施方法を熟慮しているか。④与論町まちづくりDMO設立推進内容を考慮しているか。⑤整備費用については、島外資本やクラウドファンディング等の導入など、資金調達方法を十分検討し、町の財政負担に与える影響を考慮しているか。

という5点であります。

次に、基本的な方向性については、①島内における茶花市街地の占める位置づけを十分考慮し、島全体の経済活性化の起爆剤となり得る機能を持たせること。②茶花市街地は、多種多様な経営形態で成り立っており、地域の連携が重要であることから、一体化した経済活動が展開できる利用体系を図り、現在の商店街の経営・経済活動を阻害せず衰退化に陥らない機能を持たせること。③あらゆる人々に利用される場所として公益性があり、将来を担う島の子供たちが夢を描ける場所であること。

この3点であります。

以上が、新庁舎建設及び旧役場庁舎の跡地利用についての提言であります。

なお、提言については、委員会において本議会の意見として、町長に申し入れるべきであると決定しましたので、議長において、町長に申し入れることをお取りはからいくださいますようお願いします。

これで新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） 新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員長から報告のあった提言については、本議会の意見として決定し、町長に申し入れることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員長から報告のあった提言については、本議会の意見として決定し、町長に申し入れることに決定しました。

-----○-----

日程第11 議員派遣の件

○議長（福地元一郎君） 日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第12 閉会中の継続審査・調査について

○議長（福地元一郎君） 日程第12、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第3回与論町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後4時04分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 福地元一郎

与論町議会議員 川村武俊

与論町議会議員 野口靖夫